

平成21年9月14日(月曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	村 越 比佐夫	2番	山 下 伊都子	3番	宮 地 葉 子
4番	田 辺 守	5番	西 村 将 伸	6番	坂 本 あ や
7番	矢 野 昭 三	8番	浜 田 純 一	9番	畦 地 一 弘
10番	森 治 史	11番	門 田 仁和子	12番	西 村 策 雄
13番	前 田 寿 郎	14番	小 松 孝 年	15番	下 村 勝 幸
16番	竹 下 美佐雄	17番	大 西 章 一	18番	明 神 照 男
19番	山 本 久 夫	20番	小 永 正 裕		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 村 正 直	本 庁 副 町 長	澳 本 造
佐 賀 副 町 長	山 本 牧 夫	本 庁 総 務 課 長	植 田 壮
佐 賀 総 務 課 長	藤 本 岩 義	税 务 課 長	松 本 輝 雄
住 民 課 長	米 津 芳 喜	大 方 健 康 福 祉 課 長	矢 野 健 康
佐 賀 健 康 福 祉 課 長	大 塚 一 福	産 業 振 興 課 長	松 田 二
海 洋 農 林 課 長	谷 口 明 男	大 方 まちづくり課 長	松 田 博 和
佐 賀 まちづくり課 長	中 島 一 郎	会 計 管 理 者	野 並 純
教 育 長	松 並 勝	教 育 次 長	坂 本 勝

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 宮 地 愛

議事日程第2号

平成21年9月14日 9時00分 開議

日程第1 請願第33号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第2 一般質問

議事の経過

平成 21 年 9 月 14 日
9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

これから本日の会議を開きます。

これから、日程に従って議案審議を行いますので、よろしくお願ひ致します。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

皆さん、おはようございます。

今議会も、今日から 4 日間の一般質問ということになりました。

先の選挙によりまして政権が交代を致しました。大変、地方自治体にとって、これから行財政運営にとって、いっときも目の離せないような状況がございますが、まあそういった思いを持って皆さんのご質問に一つ一つ真剣に答えてまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願ひを致します。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

日程第 1、請願第 33 号、坂折公園連絡橋建設促進に関する意見書についてを議題とします。

委員長報告を行います。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（下村勝幸君）

おはようございます。

産業建設常任委員会に付託されました、請願第 33 号、坂折公園連絡橋建設促進に関する請願書につきましてご報告致します。

これにつきましては、去る 9 月 10 日午後 3 時から、まず現地視察を行いました。

現地には、産業建設委員の全 6 名と、該当地区の区長さん、ならびに関係者の皆さんの立ち会いを願いました。さらに、紹介議員の西村将伸議員、小松議員の両名と、あと役場関係者として山本副町長、中島課長、森田係長、ほか担当者からの説明を求めました。現地において、まず請願者である区長ならびに前区長より請願の趣旨等についての詳しい説明を受けました。そこでは請願の内容に対して、現地の状況や実際にある構造物等について確認をしていきました。次に行政側より、今までの工事の流れや今後の工事予定等の説明を受けました。

この現地視察が終了した後、場所を佐賀庁舎 3 階の第 1 会議室に移しまして、紹介議員 2 名と産業建設常任委員全 6 名、山本副町長が出席する中で審議を行いました。この審議の中で、まず確認できたことをご報告致します。

まず 1 点目として、この中州にある公園が造られたときに連絡橋的なものは当然必要であり、この建設は前提にあったということ。

次に 2 点目として、坂折部落から公園へ渡河、まあ川を渡るための飛び石工部分は現在流石等によって埋ま

っていますが、これは平成 22 年度には上流にある水制工と同一の高さまで、かさ上げ工事を行う予定であるということ。

そして 3 点目として、旧佐賀町の時代から計画していた道の駅構想の中で、ちょうど現在請願の出ている橋の対岸方向に当たる側からも連絡橋の計画のあることが分かりました。また、その橋の長さも、道の駅側からの橋は 42 メートル、坂折部落側からの橋は 57 メートルで想定をしています。この橋の事業費はおよそ 1 億円は掛かるであろうと見られています。

そして委員会での結論としては、これらさまざまな諸条件を考えたときに、今後大規模事業がめじろ押しの当町において、1 力所のこの中州にある公園のために 2 本の連絡橋の計画は考えづらい。さらに請願の主目的である中州の公園への移動手段については、22 年度で整備される飛び石工の計画でカバーはできるであろうと考えました。これによって今回の請願については、全会一致で不採択すべきと結論付けるに至りました。

ただし今後、道の駅構想の進ちょくが不確定になったり、今回整備される飛び石工部分が増水等により流出や土砂による埋没を起こした場合などは、請願の趣旨を尊重するために再度検討の余地を残すべきであろうという認識を当委員会として確認をしております。

以上で、請願の審査結果について報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行ないます。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

請願第 33 号、坂折公園連絡橋建設促進に関する意見書についての討論はありませんか。

反対討論からありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで請願第 33 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

この採決は、委員長の報告にあった不採択に賛成を求めるものではありません。

原案について採決を行うものです。

よろしいでしょうか。

それでは、本件を原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手少数です。

従って、請願第33号は採択しないことに決定致しました。

日程第2、これから一般質問を行います。

一般質問に入る前に、一般質問の順位の変更について報告致します。

一般質問8番目の畦地一弘君を5番目に、5番目の大西章一君を8番目に変更したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、順次発言を許します。

西村策雄君。

12番(西村策雄君)

議長より発言のご指名をいただきましたので、3点について質問を致しますが、まず第1点からでございます。ちょっと質問も長くなるかと思いますが、執行部におかれましては明確な、端的な、いわゆる答弁をお願いしたいと思います。

まず第1点でございます。公共の用地買収後の対応はこれでよいかということで質問を致します。

佐賀の国道56号線の改良から約半世紀以上たつておるわけでございますが、当時、この佐賀の町分の1班ではですね、家の立ち退き、そして引き家にはほとんどの家が関係を致しました。私もその一人でございます。中でも地番、3306の2番地の家は立ち退きとともに、近くの畠と土地、そしてまた裏山の畠の作業道も切り取りということで、なくなつてしまひました。ところが、移転先になっております畠も中学校の敷地ということで、用地買収を重ねております。

この家の家族はですね、親子の声が本当に小さい。あまりこういろいろの意見や理屈を言わない。そういうことがあらうかと思いますが、得てしてこういうような家庭はですね、地域や行政が見下してまいります。そういうことから、この元の立ち退きをした家のいわゆる上側に土地があるわけでございますが、上の家との境界線がちょうど真ん中を走っております。こういう環境の中で国交省はですね、排水工事の改修を行いました。そのときにですね、溝限りで国へも売つてない。そういう土地をですね、勘違いしたのか山の切り取りをした。そして歩道らしきものまで造つた、個人に何も言わず。

これはね、非常にまあやむを得ないといいますが、中島課長はご存じと思うですが、あのカーブは上からと下からの大型車が来たら人は非常に危ない。だから山へへばり付きよつた。まあそういうことを考えて善意でやつたことだと思うのですが、しかし地権者には一言の声もない。こういうことを国交省が行つております。

去る7月にですね国交省へまいりまして、道路課、2階の左側でございますが、そこに行ってこの話をしたわけでございますが、原形復旧せよと、または損害賠償をせよと、話を致しましたところ、現在この、いわゆるラコスタから中角と境の、ちょうどあの部落境にあります水神坂のあの交差点の所からですね、この間が町に払い下げをされております。そういうことで、国交省は今何もできないということでございました。国もですね、信用したいんですよ。しかし、得てしてこういうことがある。自分が管理しようときはやらんとおつて、人に渡してからやる。そういうことですよ。

それとですね関連しますが、私も立ち退きと、2カ所引き家、倉庫の立ち退きがございましたので、あえて申しますが、この払い下げを受けたときにはですね、国交省の用地課と町の職員、若いしが来ました。おまん、こののきが出ちようよ、あれ切り取つてもらいたいという、そういうことでした。とんでもない。当時、引き家をしたときにはですね、旧、私の家の前はSになつてございました。Sカーブでした。下が、いわゆる外カーブ。上は外カーブ。それを受けた、いわゆるIPの所は内カーブなんですよね。いくら何でも、あれほどR(ア

ール) が小さいのにね、1 メーター50 も 2 メーターもない。拡幅する必要はない。しないという約束やった。それをね、実際工事をやると、直線にしてます。拡幅が全然違います。そういうことを堂々とする、国交省は、用地課は、知らん顔や。こういうことをね、いつもでも放置すべきやない。

そして、ましてこの家はね、移転先としていたいわゆる畠が、今の旧佐賀町のいわゆる倉庫がございますが、総合センターの前に。そこに畠があった、今、橋が残っちょ。そこへ行くいうがやった。そこも中学校へ取られて、今の移転先へ行った。ところがね、その移転先の上の国道の山には一番初めに造った、38 年ごろだということですが、水槽を造っちょ、水道の。いつ起こるや分からん南海地震、いつ崩壊するや分からん。半分しか山へかかってないんや、あの水槽は。これは怖いぜよいうことで、もっとはめたら言いよったけど、聞こうとせざった。わしもそこにおった。やりよった。

そういうことを考えるとね、声の小さい人は押さえ付ける。声の太い人にはびびって言うとおりする。こういうね行政はすべきやないと思うようですが。この点について一番ご存じのがは佐賀の課長かと思いますが、まあ町長も含めてご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

おはようございます。

そしたら私の方から、公共用地買収後の対応はこれでよいかという西村議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

佐賀の国道 56 号線の改良工事の今回の件につきましては、昭和 27、28 年ごろに旧建設省が事業主体となつて工事施工されたものであります。ご質問にもありましたように、当時、町分部落の十の川地区の皆さん協力をいただいて道路拡張がなされたことについては、感謝とお礼をこの場で申し上げます。

道路拡張の際に民地との境界の件については、工事施工後相当な年月がたっていますので分かりづらい部分もあります。ただ、この地区では、昭和 53、54 年度に地籍調査が行われて境界決定がなされています。このときに旧建設省と地権者、そして行政間でどうして協議がなされなかつたか大変残念に思っております。そして現在では当時の国道 56 号線は、佐賀バイパス開通後平成 14 年 4 月 1 日から、今も西村議員からありましたように、黒潮町、旧佐賀町に払い下げとなつて、町が町道として現在道路管理をしているところであります。その後において、この付近の歩道沿いで崩落の危険性があり、そして地権者から要望もありました。担当課としては、のり面崩土を除去して、モルタル吹き付け工法で工事施工をすることで計画したところであります。

しかしながら、西村議員から今回の質問のとおり、当時のいきさつにおいていろいろと問題があるという話がなされ、議員が国交省へ出向いて話ををしていただくということありました。今のお話では 7 月に行っていただいたようでございますが、町としては現在のところ、工事施工については保留にしています。了解をしていただければ、できるだけ早い機会に地域整備事業で対応することとしています。

また、民家の上の畠の連絡道については現況から見た場合、相当な工事額になることから、地権者の方に相談をして何らかの方法を取り入れたいと考えています。そして、先ほどご質問にありました水道タンクの件でございますが、私の方は昭和 54 年度に設置致しました、あの PC タンクの方をちょっと対象にしておりました。議員の方は、まあ昭和 38 年のコンクリート打設致しました 200 トンタンクの件でございまして、若干ご質問にずれが出てきましたこと大変申し訳なく思っております。今、200 トンコンクリートタンクについては議員ご存じのとおり、昭和 54 年からこのタンクはもう空っぽにして、そういういろいろなことがありますて使用してお

りません。その上に荒神さんの付近にですね、水道タンク、PC タンク 600 トンを昭和 54 年度に建設を致しました。当時、一応地震対策を考慮して PC ケーブルを側壁、外側にピアノ線を巻くんですが、その工法を取り入れて地震対策に努めたところでございます。何分、築造 30 年が経過致しましたので、コンクリートの劣化調査の上、耐震構造計算を実施しなければ数値が確定致しませんので、その点まあ時間もかかりますが、ひとつご了承のほどよろしくお願ひをしたいと思います。

以上、お答えを致します。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

2 回目の質問を致します。

課長がこの地権者に会ってですね、まあ話をしているようでございますし、また、上の切り取りをされてなくなった道、これはもういわゆるその屋敷内で、下の方から山を切り取って上がれるようにして、また怖いとこだけパイプをやってもらうたらそれで結構ですと、そういう地権者の話です。まあそういう人なんですよ。

しかしね、この上の切り取りをした、犬走りいいですかステップができております。正規の国交省の設計ではございませんが、1 メートルなにがしか広がっておる。現在でもですね、上側からの大型車が来ると後輪が巻き込みがあります。子どもが非常に怖い。まあそこを利用しよう。いや、地域の人もそこを避難所のような形で使用しております。そのことを考えるとですね、のり面はともかく、やはりね、大衆が、町民が利用しよう、本人は利用されよう、そういう理不尽さは解消すべきやと思ひます。そのことについてですね地権者と話をしてですね、これはもうできたら買収した方がいいんじゃないかと。

それと、この上の畠でございますが、親子がねワタを作ったちね、それからウメとかカキとかいろいろこう植えちようがですよね。この家庭はね、ハランとかね、いろいろなものを注文があるということで作ったり、まあ出荷もしておるがですが、現在移転先では余裕もできてそこでやっておりますが、何十年も苦労しちょう、何十年も。本来なら、こら賠償せないかん。上のこの畠へは行けん、その上へも行けん、土地は取られた。これはね、私が先ほど指摘しました、声の小さい人にはね、そういうことするんです。そういう例があるんです。あえて、私も関係しております大方のそのことは国交省と話をしておりますので言いませんが、そういうことが多々多い。ぜひそういうことがないようにね、大方もいわゆるバイパスの問題があつて土地の買収に入るのですが、そういうことがないような細やかな対応するとですね地権者は感謝するんですよ、良くなつたということで。そういうことをひとつ念頭に置いてですね、対応をしてもらいたい。

また、水槽の件でございますが、できる限りのまあ対応をしておるそうですが、もう一度ですね、中国のあの山のようなことがございますので、調査をして、どの程度が一番、これやつたら崩落せんと、そういうね対応をしてもらいたい。なぜかいいますと、その下の 2 軒はですね、いわゆる移転先の下の家を、その人もね立ち退きでそこへ行たがですよ。誰一人ね、反対者がおらざつた。そらしようがないのう、こりや便利が悪なるけんどしようがないのう言うて、みんながもう同意をしたがですよ。誰一人引き延ばした人も 1 人もおらん。どんどん自分から家を壊す者は壊すで。それでね、ほんとに損をした。不利益を被つた。いくらでもあるんですよ。まあ今みたいな細やかな対応はしておりません。現在と当時の土地買収は非常に格差がございます。その点も考えてもう一度ね、課長。そのへんの対応をひとつやはり後始末ということで、もう町の財産になつたがですので道はね。

そういうことで、先ほど答弁をいただきましたが、再確認のためにもう一度答弁をいただきます。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

2回目の質問についてお答えをさせていただきます。

ご質問のとおり、私の方も地権者とお話をしております。

その中で今ありましたように、上の畠の切り取り致しました道については私どもも検討していきたいと。そして水道のタンクにつきましては、先ほども申しましたように、昭和38年度の築造でございますので、そのへん地震対策についていろいろ予算を組んで皆さんのが安心するような方向性を見いだしたいと思っております。まあ今現在、私どもも高規格道路の関係で、市野瀬、橘川地区の皆さんをはじめ、地域の皆さんに大変用地買収等についてはご協力をいたしておりますので、地権者の気持ちに立って今後も用地交渉を進め、皆さんからの協力を得たいとそういうふうに思っておりますので、この●につきましてもそういう方向性を見いだしたいと思っております。

以上、お答えを致します。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

課長ね、昔からね、ただほど高いものはないということある、ね。あんまり、やるやるいうもんはね、何かある。たとえ国交省でも。そういうことでね、あんまり国交省にだまされんように今後ね、ぜひ頑張ってもらいたい、町民のためにね。1問目はこれで終わります。

第2点目でございますが、合併後、町民の所得と暮らしは良くなつたかなということで質問致します。

ご承知のとおり合併前はですね、合併をすると町に特例債も来るし、また補助金も増額されるということで、ばら色の話が非常に多かった。私もだまされたとは言えません。しかし、その後のね町の事業が拡大されまして、どんどん仕事ができた。また合併後、町民はほんまに豊かになったかなあと、そういうことはね、どうも確認しづらいわけ。

ご承知のように、確かに総務省からの直結の雇用促進協議会等々予算も2回来ました。まあそれに伴いまして予算が来たものですから、現在この雇用促進協議会も非常に頑張ってはおりますが、私はどうも合併後、格段に良くなつたとはどうも思えない。恐らく、所得が上がって暮らし良くなつたのは一部の人だけじゃないかなあと、そんなに思います。

町もですね、非常にまあ町長が力を入れて特産品ということで、ドクダミとか、また黒砂糖とか、何かしょくという非常にね、努力。こらね、努力は買わないかん。そのこと考えるとね、大したもんじゃと思う。その、いわゆる努力はね、やっぱり続けてもらいたい。それで、そういう町長がそういうことに力を入れるとね、町民はね安心するんですよね。しかしながら現状では、町の中で事業がほんとに実績を上げたというものはね、非常に見づらい。

また、ご承知のとおり、この農林業はね回転が遅い、非常に遅い。そのために、そのときの、いわゆるさまざまな経済に速やかに対応できるようなものは非常に少ない、できない。そういうジレンマがあるんです。そういうこと考えると、やはり農業の中で何を、回転の速い産業を取り上げるか。水産業もそうです。林業もそうです。林業はバイオマス等の話が出ておりますが、林業は70年以上せなあ木が切れん。水産業は回転が速い。そういうことを考えると、私はね、今回予算についております築磯なんかは非常にいいことじゃないかなと思います。

この間も三重県に、あの名刺を見て電話したわけでございますが、やはり回転の速いこのエビ漁。エビ網漁

は、やはり三重県の看板として活性をしているということでございます。それで聞いてみるとですね、今までのいわゆる農林水産業含めて、この概念が生産業やった。コメも売るけど生産者はそれでは駄目なんだ。製造業に概念を、定義を変えた対応しないと、この時代になかなかついて行けない。そのことを考えると、このへんでもう一度町長ね、チェンジをね、オバマさんじゃないけんど、町長らあやつたらいいんですよ。そういう特産品、これはね大事なことなんです。1つ生まれりや大したもんですよ。そのことを特産品いうと、非常にことが通りますが。

度々申し上げますが、高知の市場へ行っても、東京の築地へ行っても、このね特産品コーナーと一般の農産物のコーナーとは違うんですよね。ある組織から来ちょう品物、農産物はトンなんぼや、トンなんぼで値段が付きよう。特産品は1つずつ。そこが大きな格差がありますので、ぜひね町長、特産品結構なんです。そういう回転の速い産業に私は切り替えてもらいたい。事例はいくらでもあります。

まあ佐賀のニラとかシメジをね、参考にしてもうてもいいと思いますよ。これは佐賀が何十年も前にも、25年ばあ前にね、これは取り入れた。回転の速いがじゃないといかん、町民は生きていけんということで、ね。それ足元にありますのでね、ぜひそれも参考にしながら、いわゆる新時代をどう切り開いていくか、町長先ほどごあいさつにございましたが、時代は刻々変わっております。もう後ろ向いては行けませんので、ぜひそういう方向付けを明確にして、もともとのこの定義を変えてもらいたい。

このことを強く申し上げて、第1回目の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

西村議員の2つ目のご質問にお答えをしたいと思います。

ちょっと大変失礼ですけども、質問の趣旨といいますか十分に理解できなかったかも分かりませんので、ちょっと十分なお答えになるかどうかあれですが。

まず、合併してから豊かになったかという問題ですが、まあ合併のときにですね一部で、進むも地獄、退くも地獄というふうな表現もありました。決して、豊かになるための合併ということばかりではなかったんじゃないかなというふうに思います。まあそれでもあのときにですね、そういった財政の問題等を考えたときに、やはり合併をして、効率化を図っていくということが大きな目的であったと。まあそれにもなして、その後、国の財政破たんに端を発します構造改革等々によってですね、大変地方自治体にとって厳しい財政状況を余儀なくされました。

また、住民の皆さん的生活につきましては、特に去年のリーマンショックを申すまでもなく、それ以前からですね大変厳しい経済構造といいますか、の上で、第一次産業をはじめとして厳しい状況が年々深刻になっておるということでございますので、まあトータルで考えますとなかなか豊かになったとは言えない状況であろうかと思います。

そこで、地域産業のですね振興を図る上で議員のご指摘は、まあ回転の速い農業なり漁業なりというようなことであろうかと思います。その点につきましては、私もかねてから発言もしてまいりましたけども、まあ農業を1つ取りますと、まあキュウリのハウスでの栽培ですね。これは通常の、まあ路地のキュウリからいいますと、6倍のコストが掛かるというふうに言われております。まあこれは本来キュウリのなる時季じゃないときにですね、加温してキュウリを作って、いわゆる珍しいというようなことで高く販売していくこうということで、経過もあって来ておることですけども、それはそれで、この地域は特に施設園芸の産地ということですので、この高度な技術等々はですね長年かけて培ったものであります。従って、そういった技術を十分に生かし

て有利な販売を、あるいは生産をするということは、これからも続けていかなければならないことだとは思います。

ただ、もっと大きな意味で言いますと、まあ地球温暖化等々の問題もあります。そういったことで、現実に施設園芸もですねそういったことに、まあ先ほど申し上げましたように逆行するような面も当然あります。そして、何よりもエネルギーのコストが非常に高くなりつつあると、去年の重油の問題等々を見ても分かるように、そういう状況の中でですね、まあ先ほどの議員の回転の話ですが、私はむしろこれからは、いわゆる雨よけ栽培的なですね、いきなり路地というわけにはいきません。雨よけ栽培的な、比較的コストの掛からない農業というのもひとつの視野に入れるべきじゃないかなというふうに常々思っております。まあそれがひいてはですね、回転につながっていくのではないか。コストを掛けて設備投資をして、高度な管理をするような施設になりますと、これはもう全く方向転換ということができないわけで、まあそのへんは今から考えなければならないというふうに思っています。

まあ以上、お答えになったかどうか分かりませんが、以上です。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

答弁をいただきましたが、いわゆる回転の速い産業にするにはですね、やはり投資が要ると。まあそのとおりですよね。しかしね、それが現在この温暖化が進んで、栽培地がどんどんどんどん北にこう移っていく。そのことを考えるとね、特産品を生産して、回転の速いわゆる出荷をしながら所得を上げていく、安定化する、非常に厳しいですね。

しかし佐賀は、いわゆるニラを取り入れた、この若者がですね一番先始めた。何回も刈り取りしよう。ドクダミはまあ2回いうこと聞いちょうがですが、ニラは何回刈れるかなあと思うがですが。そのこと考えるとね、やっぱりこの町長のおっしゃるとおり、あまりコストの掛かる施設園芸は厳しいんじゃないかと。そのとおりです。

しかしね、路地栽培を行っても、現状ではね消費と供給のバランスが崩れて、消費が過剰になっちゃうんですよね。高知の市場へも再々行きます。ちょっと親せきがおりますので、見に来い見に来い言いますので。うちにおったち前へ進まんぞ、たいちや騒ぎようにこれ以上行かないかんかえ、いうて文句言いながら行くのですが、非常にね、考えた対応をしよう。消毒はゼロに近い。コストも3分の1にする。収益は3倍上げる。一生懸命やる。ゆうべも電話がかかりましてね、愛媛県から肥料が臭みを取るために今苦労しようけど、できた、試験に使うてくれんか、近いうちに行きますよと。2年間肥料がもつ。また、それが自然のサイクルの肥料でございますので、これは有望だなあ。しかし、供給が過剰の場合はどうするかやということなんですよ。まあそこまでまだ行ってない、黒潮町はね。

しかしね、そのこと、将来のこと考えるとね、この間千葉県の法人の代表が南国市へ来てましてね、木内博一さんという人ですが、この人がね、先ほど引用させてもらいましたが、生産じゃない、製造じゃ。作る、管理、出荷、それから向こうも手掛けたいということで取り組んでおるということを、この間南国市で講演をして大盛況であったようでございますが、そういう時代に入っておる。

そういうこと考えると、今後さまざまな問題ございますが、やはり農林水産業、特に農業と水産業の発展、商業がそれについてくる。そのこと考えるとね、再度言いますが、やはり南島町の、三重県の。あのエビ漁の水揚げ高を聞いたら、驚くような水揚げをしております。その回転の速い、まあエビ漁の漁期も始まるのですが、2カ所、幸い執行部はやるということですので漁師も喜んでおるようですが、できたらね、上川口と先輩

議員も指摘をされました、上川口、伊田ばあやなしに、灘、白浜、佐賀、鈴へぜひね、南島町内のような行政執行をしてもらいたい。何で南島町ぜ、南島諸が本来日本の分母からいうて、町はちょっとおかしいがやないかというて言うたら、そうやないんだよと、私たちの町は。伊勢神宮があるから、伊勢神宮を基にして私の町を見たら、地理学でいうと南島がどうしても入る、南島。諸島の諸やなしに、町にした。

やっぱりね、名前をね、町名をね、あんまり簡単につけてないんですよ、聞いてみると。三重県の話を聞いた。そういう基本になるものは、もの言うたらおかしい。その伊勢の神社があるから、それを基にした地理学で名前をつけた。そういうことです。そうらしいですよ。やっぱり基本が大事なんですね。

そういうこと考えると、ぜひこの回転の速い、まずは漁師が、漁業関係者が水揚げが増える。2倍、3倍になる。そういうね、魚礁、いわゆるエビの魚礁やなしにエビのケーソンだそうですが。先輩が言いました、エビとウツボが住み分けしちょういうて、穴を大小にするらしいですよ。そうでないとコケが付いて3年で穴がなくなる、そんな話をこの間しました。

もう一度答弁をいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

2回目のご質問にお答えします。

まあエビ漁の話であろうかと思いますが、この間の提案理由の説明の質疑の中でですね、上川口、伊田のエビ礁の話が、佐賀の方にもというような話がありましたが、まあ現在のところはご説明申し上げたようなことですけども、当然そういった可能性についてはですね、そういった処置も図っていきたいというふうに思っております。

ちなみに、日曜日に鈴で敬老会にお招きをいただきまして行っておったがですが、今日からエビの方も解禁のようございまして、バブル時分でしたでしょうか、随分こう利益があった時期もあったようですが、まあ最近価格的に大変厳しい状況もあるようです。

しかしながら、育てる農業といいますか、漁業といいますか、資源をですね自分たちの手で、まあ守り育てて、それをまあ取ってですね売っていくというような、これから非常に重要な部分ですので、エビ礁についてはこれからの経過等もですね踏まえて、前向きに考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

2回目の質問を終わりまして3番目でございますが、なるだけ時間内に、時間を十分余して終わりたいと思います。

3点目でございます。

3月、5月の広報の予算説明はこれでよいかということですが、私はこの町の広報を、5月号をですね本当に楽しみに待っていたわけでございますが、3月議会でいわゆる21年度の予算の施政方針と概要の詳細なこの説明を求めました。まあ町長はそれに対して、町の広報で詳細に出しますということでしたのでね、それを待つていたわけでございますが、どうも中身は全くおんなしになってね、一緒なんですよね。頭からこれいかんとは申しませんよ、こら。言いませんがね、これより前向きにね対応をとらえて、町民が本当に見たら分かりやすい、ああ、この事業を何メーターやるがかなあと、そういうことまでのね、ひとつ概要。まあ概要いうたらど

ういうことかなあ、もう私が今更これ言う必要はない。時間がないなりますので。

その広報のね、この5ページを見たらね、同じことなんですよね。いわゆる予算編成の概要いうけんど、これ概要なってないですよね、説明なんですよね。歳入の所を見てもね、町債はいわゆる予算額なにがしづつと書かれております。これは頭からいかん言うがじゃないですよ。私は詳細な事業説明まで書くべきやないかなあと、そんなに思うがですよ。

なぜかといいますとね、この予算書見たら前年度との比率ということで書かれております。しかし前年度は書いてないから、皆もう、そう全部よう覚えてない。との比べて、こればあの比率になりましたよと。しかし、この予算は何に、どういうふうに使ってまいりますということがない。もう全般的に累計の記述がないんですね。ほんで合併特例債の特例事業、過疎辺地対策事業債、これも中身がない。過疎法で、どこやいうて課長に問うたら、予算は、予算これ金額載ってますが、そらあ池廻りと藤繩と坂折の公園も入っちらあえ、3つ。これ、井勘定なんですね。こういうことやなしにやね、もう少しこう明確に町民に出してもうた方が、まあ議員の方々みんなご存じだと思いますので必要ないかと思いますが、町民はね、やっぱりこんまいとこ見たいんです。あ、わしくもやってくれるがかよと。安心するんですよ。

ところが前年度とのこの増減はございますが、いわゆる来年度への移行、予算の大枠、その移行。その財源の内容のね、内訳がね、非常に少ない。もう少しこの詳細な親切なね、この記述が欲しい。運用もね、やはり明確にしてもらわないと。そうでないとね、町のいわゆる借金101億なんぼやった、それへ向いて3億なんぼプラス、これになりますがね、104億なにがし。これをね、執行部が言うてくれればね、ああそうか、じゃあこういう流れで行くんやなあと分かるのですが、これがビラで来ますとね、あれっと思うがですよ。町民から聞かれたときに、内容はどうなっちらあえと言う人おるんですよ。やはり広い農民の中にはね、なめたらいかん、そういう人がおる。そういうことを考えるとね、運用も含めた説明が少し不足してるんじゃないかなあと、そんなに思います。

なぜかと言いますと、行政は生き物でございますので刻々変わっております。削減もあるう、また増額もあるう。しかし、そのところを歳出の部分のね、いわゆる主な事業の中で金額がございますが、ここが一番問題でございますので、詳細な前年度の説明があったらね、できる。本来ね、この5ページの内容であったらね、この広報全部書いてもね足らない。最低12ページは要るんですよ、10ページか12ページは。

まあ佐賀のことを言いますと何ですが、佐賀はずうつの町長がやってきた。ところが大方へ来てこれがない。そら、りこい人ばっかりやき要らんと思うがですが、わしらみたいに、僕らみたいな者は、その書いたもんじゃないと信用できないんですね。しかし、これは法的根拠があると思うがですよ、記述は。なぜかといいますと、総務省設置法、法律第91条1号の第2条と第5条、第2条は国なんですよね、国も250万円以上の事業は全部明記しております、出しております。あの新聞で膨大に書くわけです。町もおんなじようなもんですよ、法律は、根拠は。

ぜひそれをねやってもらいたいが、この点をどう解釈しているかお聞きを致します。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

西村議員の3番目、5月号の予算説明はこれでよいかというご質問にお答えします。

縷々（るる）細かな質問等もございましたが、まず、まあ町の予算につきましては広く住民の皆さんに知つていただき、ご理解していただくことがまあ大事であるというふうに考えております。そのため、毎年当初予算の概要につきまして区長会や報道機関等に発表するとともに、町広報の5月号で当初予算の概要や、歳入歳

出の主な項目別内訳、対前年比および主な事業などについて円グラフを使うなど工夫して、できるだけ分かりやすく広報でお知らせしているというふうに考えております。

広報の内容につきましては、議員ご指摘のことについては、ほぼ、まあ網羅しているというふうに思っておりませんけれども、限られた紙面の中で何を重点的にお知らせするかもあろうかと思いますし、また、その内容については人それぞれ受け取り方も違うというふうに思います。このようなことから、町としては今の内容で十分とは思っていませんが、限られた紙面の中で伝えなければならないことはほぼ記述しているというふうに考えているところでございます。

いずれにしましても、広報は町民の皆さんに読んでいただき分かっていただくことが大事でございますので、議員から、もう少し詳細な説明が必要ではないかとのご指摘でございますので、紙面の関係もありますが、今後お知らせの項目や説明内容につきまして、なお工夫検討してまいりたいと考えております。

よろしくお願ひします。

(西村策雄議員より「議長、あのね」との発言あり)

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 9時 54分

再開 9時 55分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

植田総務課長。

本庁総務課長（植田壯君）

申し訳ございません。

250万円以上の工事につきましてはですね、公表をしております。総務課のですね横しのとこで、いつでも縦覧できるようにですね、しておりますのでよろしくお願ひします。

特にまあ総務省というか、様式等についてはですね定められておりませんので、まあ町独自のですね様式で見れるようにしておりますのでよろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

2回目の質問でございますが、まあ定めてないということは、わしが今、法律読んだらね、もう一回聞きよ。

総務省設置法、平成11年法律第91号第4条第15号、この法の2条に、全く町と同じなんですよね、地方とおんなじなんですよね、市町村と。国もね、各省庁の長はと、うんぬんと書かれてね、いわゆる250万以上の事業は公表せないかん。言われるとおり閲覧も、閲覧だけやないですよね。あらゆる機関を通して国民に知らし、ご理解を求める。これが法的趣旨やそうですよ。これがね、5条でもおんなじこと書いちょうんですよ。出さないかんがですよ、そんなに難しいことやないに。何でそれを閲覧に来いとかね、この広報のがでね何か2ページばあ割いたら書けるがですよ。法律がないがじやない。私、今法律は読み上げたね、この法律よ。

もうこればあね、佐賀の頭脳と人材がね集まつた団体はね、ほかにはない。優秀な人ばっかり。ましてね、町長と副町長2人もおる。町長1人でできるわけがない。各課長が上げてきたがを、町長が、副町長とが見て、町長に決済を仰ぐ。ほんで町長は、ああ、これならええわにやあと、その法律があるがかえと、こうならないかん。知ったことは町長にもね、法律を上げていかないかん。それをせんきに町長に非難が来る。何でもない。

そういうことしちゃいかん。何でこの法律が、ない言うたち町条例でもあるに、これ。町令で、条例。全くおんなじようなもん、なぜこうならな、たいちやのこと言いようがやないに。わやにすな。そんな答弁をされたらね、今後もずうつとこう行かあね、この状態で。

そういう時代やないでしょう。先ほど町長が言われたとおり、ごあいさつがございましたが、その中で、大変な時代が来た。大変な時代が来たということは、行政はね予算、金の運用がこれから大変ぜよということを、町長自らここであいさつしたでしょう。やっぱりね、町長の答弁はわし自身ばあやないね、執行部も聞かないかんと思うですよ。まあボランティアで来よったらね、まあ聞いちやつとうせやいうこともあるけんど、あんたらあはね、それをやらなかん人やから、ね。まあこれ以上、法律を知らんか知らんかいうて、いつまでもげんこつ挙げておる気はございません、私も。

ぜひね、今回はやむを得んけど次回からは、いわゆるこの5条の予算成立後、速やかに遅滞なく、この公共団体の行為を住民に公表しなければならない。ここはね、我々議員はね住民代表やからね、ここが公の場になるんですよ。そこで町長にね、読み上げてもううたら一番ええ。これね、町長1人じゃできないんです、こりやあ。だから課長さんがね自分の職場の中で、この法律を基本にした、いわゆる本年度の予算の使い方ですね、本年度の予算を使うがじやに何で答弁書けんがです。その点もう1点。やみくもにやりゆうがじやないでしよう。

もうこれで答弁終わるきね、ちゃんとした答弁ひとつくださいよ。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

先ほどもお答えさしていただきましたけれども、この予算等の概要についての報告につきましてはですね、それぞれ、まあ市町村によっても違います。まあ先ほど言いましたように、どういうところに重点的に置いてですねお知らせするかということもありますので、冒頭にも説明、お答えさしていただきましたけれども、今後ですね、そういうことも含めて工夫し検討したいと思いますのでよろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

これで西村策雄君の質問を終わります。

（西村策雄議員より「ということですので終わります」との発言あり）

次の質問者、矢野昭三君。

7番（矢野昭三君）

それでは質問を致します。

まあ1番、町長の姿勢について質問致します。

1番ですね、町長の公約と合併協定項目、行政改革大綱、集中改革プランの達成状況を問います。

町長就任されたときの項目がいろいろございますので、全部を問うわけではございませんが、まず町民の融和、全国に誇れるまちづくりということで、それがまあ一番のポイントであろうかと思うんですが、その点。

それから、合併協定項目の中のですね、これは合併の方式についてはですね、新しい町を設置する新町対等合併とするということなんですが、そこらへんの確認をさせていただきたい。

それから、新町のこの事務所の位置にかんすることで、この3番目ですね、現在の大分町役場を大分庁舎、カッコ、大分事務所、カッコ、現在の佐賀町役場を佐賀庁舎、カッコ、佐賀事務所、カッコと保障すると。4番目で、対等合併の趣旨を尊重し、両庁舎を同格として位置付ける。5番目に、庁舎については2町の現庁舎を有効活用するということになっておりますが、これはどの程度守られておりますかね。その割合を問うわけ

でございます。

それから、その中で行政改革大綱というのがございます。19年7月20日に頂いたこの行政改革大綱で見ますと、2ページにはですね、住民の意向や要望を的確に把握し、事務事業の執行においては、ここですよ、説明責任を果たすとある、説明責任を果たす。最小の経費で最大の効果を上げられるよう行財政運営に取り組むため、行政改革大綱を策定し推進するものと。

その中で基本項目がございまして、事務事業の見直し、組織機構の充実強化、3、4飛ばしてあとですね、職員の意識改革と職場の活性化、情報管理の推進と住民サービスの向上、7番目に民間委託などによる組織のスリム化と。この事務事業の見直しというものの中にはですね、行政の責任、経費負担の意義、事業の効果などを検討し、補助事業の統合、補助金の削減なども含め整理を行いますと。

それからですね、まあいっぱいありますのでなかなか大変なことなんですが、ここの7番目の民間委託などによる行政組織のスリム化という部分がございますが、アウトソーシングが可能な事務を特定しと、こうございまして、その中で、大方あかつき館、図書館、大方児童館、そのようにございますが、それらの達成状況を問います。

それから、これは改革プランの方でございますが、2ページにですね、19年度に補助金等検討委員会を設置し、町単独の補助事業149件、これ5億ですね、5億348万1,000円について検討見直しを行いますとあるんですが、どの程度できてるのか。

それからですね、まあ大体、取りあえず最初でございますので、それらの達成状況ですね、お聞きしたい。

それから2番目の、新町の庁舎の位置の定め方でございますが、どのような考え方でその位置を定めようとしておるのか。町長としての考え方があつて、それを庁舎検討委員会に委託しておるのか、それとも全く白紙の状態でそういうことをされておるのか。

それからですね、合併以来の組織運営なんですが、この、先ほどの言われた対等という部分がございますが、この半年くらいな会議の状況をこう見ましたらね、おおよそ両庁舎、対等というには程遠い中身でございますね。ほとんどが、こちらで会をしておると。原因はどこにあるかよう分かりませんが、合併協定の趣旨と沿つてないよう私は思うますが、そのへんをどの程度、対等という部分をどの程度実行できてるのか。

それからですね、財政運営です、3番目の。町単独で設けている委員会、審議会などですね、その数と予算がどうなっているのか。これは21年度で結構でございます。

そして、町単の委託事業、補助事業の件数と予算額。

それから、過疎債の枠が余ってるんですね。これは先に、総務省の過疎対策の室長さんのお話によるところということでしたね。枠が余ってるというのは、見方によれば不要なものであると、こういう見方になるわけで、過疎でこれだけ事業を消化していただきたいという話をしゆう中で、金がありませんというようなことがあつたんですが、これはどうにもふに落ちんわけですね。過疎、合併特例債、辺地債あたりが一番割りがいい、その起債の中でも。金がないから合併したんですよ。だけど、その過疎債が枠があるのに過疎対策事業で合併するときの前提条件として決められたことが守らない。私は理解できないんですがね、こらどういうことなんですかね。そういう財政運営でいいですか。

それから、辺地債もそうですね。辺地は、その区域でしかできない。5,000万事業やろうと思えば、100万あればいい、町の手持ちは。金がないという話がありましたね。金がないと言ひながら、その辺地はやらずに、それ以外のところへどんどん金を使っておる。そこをやめてもほかへできるわけでもない、この場合は。成又熊野浦線ですよ。

でね、この議会答弁をどれくらいまじめに考えてやってくれゆうのか、甚だ疑問に思いますね、これは。金がないがやつたらできんがですよ、6月も、臨時の議会でも予算は認めてきましたけど。じゃあ、3月のこの場で答弁したことはどういうことなんですか。理解できませんね、これも。ちょっと分かるように言うてくれますか。

それから、次行きます。消防の用地ですが、これも計画書を頂いておりますので、大変これは良くできた計画やと思います。ただ残念なことに、用地の買収が遅れているかなあというふうに見ておりますので、まあこの見通しがどうなのか。結局、1年遅ればあ遅れただけ新しい消防署ができないということになってきまして、その計画が何であるのかということになりますので、私は消防署をつくるんであれば早くつくっていただきたい。それができない原因はどこにあるのか。まあ用地が買えないというようなことになろうかと思うんですが、まあそのへん構わないところで、どこで行き詰まるのかということをお聞きします。

まあ1回目は、あとたくさんございますので、ここで切りますので、ひとつよろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

1番の大きな質問ですね。1問目の。

（矢野議員より「うん」との発言あり）

全部やっていただきたい。

（矢野議員より「だから、1番の中で8つありますので」との発言あり）

ええ。

（矢野議員より「通して3回できるわけでしょう。あと2回しかやららったらええわけですね」との発言あり）

そうですね。

（矢野議員より「そうでしょう」との発言あり）

ええ。

暫時休憩します。

休憩 10時 17分

再開 10時 18分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

それでは、私の方からまず答弁をさしていただきたいと思います。

質問の要旨につきましては、大変複雑多岐にわたっております。合併協議会の項目、また行政改革大綱、集中改革プラン、それぞれの事業につきましては大変項目が多くなっておりますが、主なものにつきまして、達成の状況についてまずお答えをさしていただきたいと思います。

それでは、まず合併協定についてお答えを致したいと思います。

ご承知のように協定項目につきましては、基本協定項目4項目、いわゆる合併の方式等でございます。次に、合併特例法による協定項目、いわゆる合併特例法に規定される項目でございます。これがまあ4項目ございます。まず、議会議員の定数および任期の取り扱い等が該当されようかと思います。次に、その他の必要な協定項目でございますけれども、これは42項目でございまして、いわゆる3点に分類されております。その他の必要な協定42項目につきましては、ご承知のように一般行政事務の執行に当たりまして、合併後調整が必要な項

目とされております。これらの項目を合わせまして、50の協定項目を協議してまいりました。ご質問の協定項目の達成状況について、ぞれぞれお答えをさしていただきたいと思います。

協定項目の達成状況につきましてはおおむね調整が整っていますが、その中でも地方税の取り扱いにかんする項目の中で入湯税については新町において検討する。もう1点は、人権対策の取り扱いにかんする項目の中で、人権条例の制定を新町において検討するという、この2項目が現在のところ調整検討するに至っております。

次に、学校給食の取り扱いにかんする項目の中で、学校給食センターの運営については、民間委託等を含め新町において検討するという項目でございます。この件につきましては、学校給食検討委員会で学校給食の運営の方法について継続し検討を致しているところでございます。

次に、行政改革大綱についてお答えをいたします。

行政改革大綱は、平成18年から平成21年度までの間、重点基本項目を掲げ、事務事業の見直し、組織機構の充実強化、または定員適正化の問題でございます。これら基本項目として新たな時代の流れに即応する体制や職員の意識改革を行い、事務事業の執行に当たって最小の経費で最大の効果を掲げるよう行財政運営に取り組むため、行政改革大綱を策定し推進をしているところでございます。

それでは、重点項目の達成状況についてお答えをさしていただきます。事務事業の見直しの件について1点の項目としては、各種補助金の削減、廃止等の検討あるいは見直しでございます。この件につきましては、集中改革プランの中で詳しくお答えを致したいと思います。

各種建設事業の実施に当たり、その必要性、効率等の再点検については、平成20年度実施事務事業109項目について、行政評価、いわゆる政策事務事業評価でございますが、この制度を取り入れまして、事業の必要性や効率性、成果など評価し、計画、実施、評価、改善という循環するマネジメントサイクルの中に位置付けて、総合振興計画の進行管理や予算編成に活用できるようシステムを構築致しております。現在、精力的に行政評価委員会で協議をいたしているところでございます。なお、矢野議員には評価委員のメンバーとしていろいろとお世話になっているところであります。

次に、町内ランの有効活用でございます。町内ランの整備が整いまして、現在有効活用を致している状況であります。

次に、町税等の徴収率の向上対策として、係の新設を行う、また口座振替の一層の促進を図るという項目でございます。平成19年度から税務課の見直しを行いまして、収納係3人体制でございますが、を新設致しました。平成20年度には、幡多広域市町村圏事務組合の中に租税債権管理機構を設置し、税の滞納、あるいは繰越額の圧縮に努めている現状でございます。また、口座振替の促進につきましては、一層の努力を致したいと思います。

次に、エコオフィスプランの促進を行い、地球環境に配慮した取り組みを行うという項目でございます。黒潮町地球温暖化対策実行計画により、具体的な取り組みによって、平成24年度末までに20年度比90パーセント以下になるよう目標を設置し取り組んでいるところであります。

次に、組織機構の充実強化についてでございます。項目と致しましては、課、係の再編成でございます。平成19年4月1日付で、本庁企画振興課と大方総合支所総務課を統合し、本庁総務課に改めました。従って、7課制を6課制に。また佐賀総合支所におきましては、町民課と健康対策課を統合致しまして、佐賀総合支所健康福祉課に改めたところでございます。5課制から4課制に改めるということでございます。

今後も組織機構の改革につきましては、行政改革大綱の基本に位置付け、市職員の定員適正化計画とリンクした見直しを心掛けてまいりたいと考えております。また現在、黒潮町行政組織機構改革検討委員会でござい

ますが、22年度以降の組織機構について執行部提案を致しまして、現在検討をお願いしているところでございます。

次に、保育所の統合でございますが、平成21年度統合致しました中央保育所、上田の口と中央、万行、早咲、4カ所について統合を致しました。平成22年度の統合でございますけれども、名称は現在検討中であるようございます。佐賀、横浜、伊興喜、拳ノ川の統合でございます。従って、大方地域3保育所、うち2保育所は統合保育所。平成22年度には、佐賀地域1保育所、統合保育所となってまいります。

次に、情報化推進体制の充実についての項目でございます。平成21年度には情報推進係、3人体制でございますけれども、合理的な事業の推進に取り組んでいるところでございます。

次に、定員管理の適正化についてでございますが、この件については集中改革プランの中で併せてお答えを致したいと思います。

次に、3点目の成績率の導入でございます。議員ご承知のとおり人事評価の実施につきましては、平成19年12月の2日から施行致しております。

次に、職員の意識改革と職場の活性化についてでございます。こうち人づくり広域連合が主催を致します研修会への積極的な参加を継続し、取り組み、意識改革の高揚に努めてまいります。また、あらゆる研修につきましては、可能な限り参加するよう職員に周知を徹底致したところであります。

次に、民間委託等による組織のスリム化の項目でございます。大方あかつき館と図書館につきましては、現在のところ協議するに至っておりません。平成22年度には大方児童館のアウトソーシングの見通しが立ちましたので、平成22年度には行政改革の一環と致しまして協議をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、大方児童館についてお答えします。設立準備会において設立に必要な申請書類等すべて整いましたので、今月9月の25日でございますが設立総会を開催を致しまして、総会の議決を得て直ちに代表者から高知県に申請をする運びとなりました。

次に、集中改革プランについてお答えを致します。黒潮町集中改革プランは、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針であります。これに基づいて、地方公共団体が取り組む行政改革について数値目標等を示し、地方公共団体が策定、公表することが要求されるものであります。このことから本町では、平成21年度までの4年間で行政改革に取り組む方針と目標を定め、黒潮町集中改革プランを策定、公表したところでございます。

その中で、定員管理の適正化についてお答えします。定員適正化計画の目標数値の基本的な考え方と致しまして、平成18年度から平成27年度までの10年間の定年退職者で、退職予定者は74人でございます。これに対しまして、類似団体の職員数となるよう部門別に採用予定者を見込み、職員の適正化を目標に、平成17年4月1日から平成22年の4月1日までの5年間で、22人、8.9パーセントの削減を目標に数値を設定を致しました。取り組みの結果でございますが、27人、11.0パーセントの職員減となり、目標以上の達成ができました。数値目標の達成にはいろいろなご意見もあるかと思いますが、職員自らが大変厳しい財政事情を認識し、お互いが理解と協力によって取り組んできた成果だと思っております。まず職員に感謝致したいと思います。今後の定員適正化の計画の見通しにあっては、住民サービスが後退することがないよう十分注視した上で取り組んでまいりたいと考えております。

補助金の見直しについてでございます。平成19年度、補助金等検討委員会を設置致しまして、集中改革プランの趣旨に沿い、補助金、補助事業の統合、廃止ならびに約、金額につきましては10パーセント削減を目標に、基本に検討をしてまいりました。検討の結果については、平成19年度予算額の補助金等164件、金額で4億4,294万6,000円の補助金のうち63件について検討し、平成22年度予算額9,111万1,000円を8,391万8,000

円と致しまして、その結果は 719 万 3,000 円の削減することができました。

次に、新町の庁舎の位置の定め方、合併以来の組織運営についてお答えをします。まず、新庁の位置の定め方についてでございますが、新庁の移転建設の位置につきましては調査および検討をするため、黒潮町庁舎移転建設検討委員会を設置致しました。その任務と致しましては、現庁舎の現状および問題点の把握。次に、庁舎移転建設に係る基本方針。その他、庁舎移転建設にかんすることを任務と致しまして、議会代表から 2 人、一般公募から 4 名、大方地域審議会、佐賀地域審議会代表、大方地区代表等、その他各種団体の代表を合わせまして 24 人で構成され、現在検討を致しているところでございます。

第 1 回検討委員会の意見を踏まえまして、執行部から建設候補地を提案されるよう意見も出されたことから、このことを踏まえ第 2 回の検討委員会で執行部提案と致しまして基本的な考え方を示し、3 力所の候補地を提案致したところでございます。検討の過程で委員会から 5 力所の候補地が提案されましたので、これらを併せ現在慎重な検討がなされているところでございます。

次に、合併以来の組織運営については、先に行政改革大綱の中で組織機構の充実強化でお答えしたところでございます。ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

矢野君の質問中ですが、この際、10 時 50 分まで休憩致します。

休憩 10 時 37 分

再開 10 時 50 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

矢野昭三君。

（町長より「議長、すいません」との発言あり）

ただ今、町長から答弁がありますので。

町長。

町長（下村正直君）

矢野議員の 1 回目のご質問、大変多岐にわたっておりましたけども、澳本副町長の方から答えさせていただきました。なお、私の方にですね向けられましたご質問等についてお答えを致したいと思います。

まず融和ということで、まあ全国に誇れるまちづくりをしていきたいということに対して、どのように、どの程度達成できたかというご質問ですが、融和ということを掲げて 3 年何ヵ月走ってまいりましたが、やはりこれにはですね、制度等々の統一を図るということがまず前提で、同じ立場で町を見ていくということにならなければ融和ということにはならないというふうな思いもございましたので、まあ先ほど副町長から答弁しましたように、かなり抵抗といいますか、ご批判も受けながら制度を統一していくということをほとんどやってきたわけです。まあそういったことで、その後の住民の皆さんとのまあお話し等々で、ある山は乗り越えたのではないかなどというふうに思っております。

また、単純な意味で申すわけではございませんが、昨日もふるさと総合センターで黒潮町の高齢者大学というのがございました。佐賀の方からもですね大勢の方がおいでいただいておりましたし、私はいろんな分野で、いろんな部分でだんだんに 1 つの町になりつつあるというふうに思っております。

次に、対等合併について、まあ庁舎の位置付け等をおかしいんじゃないかというご質問でございます。

まず、この対等合併という言葉でございますが、この場合の対等というのは、法律上の用語ではありませんけども、まあ合併を進めるに当たっての理念を示す言葉というふうに解釈しております。合併というのは、まあ我々みたいに2つの町というケースと、4つも5つもあるわけですけども、いずれに致しましても、今までの生い立ちの違う1つの自治体がですね合併をするということでございます。それに際して、どちらかが主であり、どちらかが従であると。あるいはまた、どちらかがですね上で、どちらかが下と、こういうようなことはあってはいけないわけで、お互いの立場を尊重しながらまちづくりを進めていきましょうという意味でのですね対等ということでございますので、そのまちづくりを進めるに当たっては、やはり合併の効果の早期発現、あるいは合理的な組織体制等々を目指して進めなければならないわけですので、何かもが一緒ということにはならないわけです。そのところをぜひご理解を賜りたいと思います。

それでは、町単独事業の見直し、あるいは新庁舎の位置の問題等については副町長の方からお答えを致したとおりでございます。

3番目の財政運営を問いますというところをお答えしたいと思います。

町単の委員会、審議会などの数と予算額をということでございますが、委員会が22件で591万3,000円の予算計上をしております。また、審議会が7件の153万2,000円となっております。

町単の委託、補助件数と予算額ということでございますが、委託が161件の2億3,229万2,000円、補助が87件の1億6,037万7,000円と予算上はなっております。まあ参考までに、委員会、審議会のですね全体数と予算額につきましては、全部で61件、5,572万1,000円、委託補助件数につきましては、全体で372件、8億9,600万3,000円というような内容になっております。

マル3の過疎債の枠が余っているのに事業をしないと、また、辺地債はほかの場所で執行できないと。まあこれ、有利な起債が枠があるのに、それを使ってなぜ地域の求める事業を積極的にしないのかということであろうかと思いますが、まあ、まず合併特例債に致しましても随分当初ですね、特例債があるからといって全部使うつもりはないというふうな答弁もしてきたところです。なかなかそういう状況もございますけども、いずれにしても、この有利な起債というものはですね、後年度に交付税算入されると致しましても借金は借金でございますし、膨大な利子を支払わなければなりません。そういうことからですね、有利なそういう起債制度があるからフルに使うという考えは毛頭ございませんで、まあご指摘の事業等についてもですね、その年のいろいろな歳出のバランス等々、また後年度の財政運営等を考えまして、一定そういう流れもあるということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

次に、新消防署の用地についてでございますが、ご指摘のように、これはある意味ではですね早急に合併後対応しなければならない事業ということでございますので、随分そういう意味では遅れております。そういう責任も感じてはおりますが、ただ、まあ旧両町の皆さんのですねご意見等を含めて、一定の場所ということで検討委員会で選定を致しまして、まあその用地の交渉に入っておるわけでございますが、これも殊のほか長引いております。もう間もなく結論も出ろうかと思いますけども、何分にも相手のあることでございますので、鋭意用地交渉に取り組んでおるということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

(矢野議員より「全国に誇れるまちづくりいうのは言っていただいたろうか」との発言あり)

議長（小永正裕君）

答弁。何か足らんとある。

(矢野議員より「先に言ってなかつたら言ってもらいたいし」との発言あり)

まちづくりについて。

(矢野議員より「全国に誇れるまちづくりいうがは」との発言あり)

町長。

町長（下村正直君）

答弁が抜かっておったようですので、当初掲げました、全国に誇れるまちづくりをしていきたいということについてですが。ちょっと今、思い出せないところもありますけども、まあ大変厳しい時代にあってですね、先人たちが残してくれた自然環境も含めたそういう財産を、創意と工夫で活用しながら、こんにち的な発展を図っていくと。その中で、全国にも誇れるようなまちづくり、町にしたいという思いを述べたわけでして、まだまだそれには程遠い感も致しますけども、やはりそういった基本的な姿勢でこれからも努めていきたいとうふうに思っています。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ちょっと失敗しました。まあやり方を変えます。

最初にね、僕、言つとったら良かったんですけど、私やかましいこと言いりますけど、全体としているか、職員の人は皆ね、よう頑張ってくれようということは分かっちょりますので、この場でそのことは言わせていただきたいなあと、ただ怒るだけではございません。見るとこは見てやっておるつもりですので、まあそのへんはね理解してもらいたいと思います。ただ住民要求はよね、そんなものではございませんからね。だから、そういうことはやっぱり割り切ってお願ひしたい。以上です。

それからここですね、さっき何やったかな、ちょっと項目がふと過ぎて、私もありやつと思うてしまいまして、これはしまったと思ったんですが。ここの合併協定の中なんかについてもですね、理念いうけど、理念があつていうことなんで、じゃあそれに近づける努力をしていかないかんわけですね。で、まあ私がいろいろと話、町民との話の中では、やはり入野の方へうんと集中しちゃあせんかと、物事が。会にしても何ですよ。だからそういう面からですね、質問をしておるわけです。

だからそういう、まあいうたら合併のときによく言われたのは、大きい所が小さい所の配慮をどれだけできるかという話があったんですが、そういう配慮をしてくれゆうということが目に見えれば、それはそれ以上言うことはないわけですね。だから、配慮のある言葉や、配慮のある行動をしていただくことが、私は融和の近道かなあと、こんなふうに思いようわけです。

町長が言われるその融和とかいうのは、初めから言っておりますように私も賛成ですし、全国に誇れるまちづくり、これもその考え方には賛成でございます。ただ、町長が言われる程遠いというがはね、全国に誇れるまちづくりが程遠いと言われるのは、まあ町長も何か思うところがやっぱりあるんだなあということは、その一言で分かるわけでございますが、やはり町長は町長でございまして、ほかの者が代わるわけにはいけませんので、やはり合併した以上、黒潮町が、私は全国に誇れる町と、それは必要なことであるというふうに考えておりますので頑張っていただきたいと、これはまあそういうことでございます。

それから、この財政のところがちょっとよく分からなかったんですが、この過疎債ですね、その話をばかさしていかれると困るんですが、今までの答弁をずっと、19年の6月からの議会の中で、質問の中で、まあ金がないとか、あるいは用地が協力していただけないとかいう話があったんですが、まずそのカッコ3番、過疎債の分ですが、金がないことはないんですね。あるんですよ。

それから用地のことについてはね、仮に10人関係者がいるとしたら、全員が反対なのか、1人が反対なのか、

どうしてもそこを、法線上そこを通らなかいかん道なのか、そういう説明がないんですね。ですから、何回でもここで言うようになるわけです。金がないことはない、あるんだ。金があるうちに合併しましようというて合併したんですよ。国のその担当の室長さんも、過疎枠は余っていますよと。それ使わないとね、今度過疎が切れた後、新過疎法をお願いするときには、それだけ金は要らないでしょうと、過去の実績はこうですよと必ずやられますよ。

特に政権が変わってきましてね、従来のような手法ではもう通用せんというように私考えております。こちらからの情報をもっと発信する、そういう努力も当然必要やし、そういう体制づくりも必要になってくると思うんですが、まあこれ通告とは違いますので、枠が余っているのに事業をしていただけない、この部分が答弁を先ほどはしていただいてないんですね。特例債をすべて使う気はないということやけど、私の言ってるのは、過疎債の枠があるのにやっていただけない。今までのことは、いくら聞いても違う答弁をすうっとされようわけですね。それで困るわけです。

だから辺地債も一緒なんですよね。これはあ仕事がないいうときに、国を挙げて仕事がないいう大騒ぎになつて、町民の方も仕事がないから税金もよう払わんという人がおりますよ。それで、そのさなかのときの質問ですからね、3月議会。あそこの場所へ辺地債5,000万を丸々一回に突っ込んでいくということはないにしても、まあ例えばの話でやつたんですよね、5,000万というのは。ほんで、200万手持ちの現金があればできるんだ。それで道路の整備もできれば、当面働く場所の確保もできるんだ。そういうことを制度として国がつくってくれておるのにしないというのは、そういう財政運営の在り方は私は理解できないと、そういうことを申し上げたわけです。

2回目を終わります。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

2回目のご質問にお答えを致しますが、まあ有利な起債等々についての考え方は先ほど申し上げたとおりです。

あとですね、その道路のどこの路線、どこの計画というようなことの推進でございますけども、これについてはやはり全体のバランスといいますか、まあひいて言えばですね、優先順位というようなものをどうしても考えてですね執行せざるを得ませんので、何もですね一切しませんとかいうことじゃございませんので、それなりに各路線について検討をしておるところでございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

その、こここのね、会議の開催する場所が、これは半年間のがずっと見たんですけど、こちらに集中しておるわけですね。どうしてもこちらでないといかんというような会なのかどうなのか、それは私には分かりませんが、やはり対等であるということであれば、そのような配慮をしていただいておるろかどうか、そこをちょっとお聞きしたい。

3番目、この言ったがはね、3回目の分。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

ただ今の質問にお答えします。

この質問につきましては、対等ということですね、先ほど私は理念というようなことを申し上げましたけど、そういうお互いを尊重し合うというような中ですね、やはり両庁舎、あるいは両地区で、全く同じ数ということじゃないですけども、配慮しながら開催も考えていくということで、それは幹部会等でもですね申し合わせております。

おりますが、どうしても私の方もちよつとした協議ですね、私の方からそっち行ってもええぜというふうな話をしましても、やはりこっちの方がいろんな都合がいいというようなことがったりまして、いきおいそういうふうに結果を表に表しますと圧倒的に、まあ大方庁舎の方でやる場合があろうかと、多いということになろうかと思いますが、よく見ていただきますと佐賀庁舎の方もですね、それなりに佐賀庁舎の方でやる方が都合のええ会も当然あるわけですし、またそういった、両方で交代でというような配慮もですね全くないというわけじゃございませんので、まあ今後できる限りですね、そといった配慮はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それでは、質問の順番の2番目へ行きまして、1番目ですね、国保税が高い。

議長（小永正裕君）

矢野君の質問中ですが、1問目の以下の質問ですね、は取り下げておりますので、よろしくお願ひします。
お願ひします。

7番（矢野昭三君）

取り下げるつもりはなかったけんどね、いかん言う。

（議場より何事か発言あり）

国保税が高い、その理由と改善策を問います。

まあ計算がどうということではございません、これは、税が高いというのは。要は、ご承知のように国保、住民の場合は前年度課税になっておりまして、去年働いた分に対する今年の課税ですので、そうなってまいりますと、今年まあ収入がある場合はいいですが、収入がない、そういうことになってまいりますと、払いたくても払えないし、まあ払えてもえらい高いなあと、困ったなあとという状況に陥るわけでございます。

それで、まあ今の仕組みの中ではちょっと困っておる状態が、現状がございますので、そのへんの、まず国保税が高い理由と改善策が何かあれば、あるかないか、それをお伺いしたい。

それから、まあそれに関係していくわけでございますが、2番目の検診の手法です。伺いましたら、どうも旧町2町はやり方が違うというようにお聞きしまして、どちらが、まあその理由は当然あろうかと思うんですが、まあ理由と。それから、どちらがより町民にとって合理性があるのか。その比較検討をしたことがあるのか。

それから3番目ですね。あと4、5年で黒潮町も65歳以上が多分5割超えると思うんですが、ずうっとこう見ておりますと、独居高齢世帯、それから独居でなくとも夫婦2人世帯でも高齢化しております、これは先どうなるかなあと。しかも、大変100歳以上の方も多くなってきたと、全国的には増えておりまして。それはそれなりに長寿というのはいいことなんんですけど、ただそのときに足腰が弱ってまいりますと、なかなか日

常の生活も含めて難しなってきます。で、それらを今度、誰かがその介助をしなければならないんじやけど、その介助する方も、その100歳の方に対してその家族が誰かいたとしても大変高齢になってきておる。それでもまあ買い物にしても何にしてもですね、車に乗らないといけないし、まあ車を持つにしても、じゃあお金。それから人を雇うにしてもまたお金ということになります。

そういうようなことを踏まえてですよ、少し、直接動けないからどうするというだけではなしに、そういう取り巻く状況をですね、例えば私の住んでおる付近やったら、もしかしたら郵便局がなくなるか分からんし、農協のあの金銭、何ですか、受け払い機ですか、それがあるんですが。そういうものなくなれば、あと10キロ以上の道のりが、あ、佐賀へ行けばあるんですね。そうすると、貯金の残高の確認することでさえ大変な時代になってくるわけです。それはこの旧大方町においても奥の方は、上川口の子が多分12キロくらいあったんですが、ひとつ大変な状況なんですね。

で、そういう方たちを含めてですよ、介護計画はこの間チラシを送っていただいて見たんですが、まあそれはそれで計画をちゃんとやってくれておるということは、まあ心強いことです。ただ、そういうことの申請ですね、そもそもの申請には役場へ行かなきゃいけないことが、申請とか申告ですか。まあケースワーカーの方が来ていただける場合はそれでいいですが、そういうことを踏まえてですね、町のその方針ですね。今年やってる分じゃなしに、3年先、5年先、そういうところの考え方ですね。国は当然、何か考えゆうでしょう。だけど町は町としてですね、黒潮町の特異性がございますので、どんなふうにこういう方たちの生活を守っていくのか、その点をお聞きしたい。

1回目を終わります。

議長（小永正裕君）

矢野健康福祉課長。

大方健康福祉課長（矢野健康君）

矢野議員の2番目、町民生活についてのご質問にお答え致します。

国保税が高いが、その理由と改善策を問うとのご質問ですが、その要因としては高齢者の人口が増加しております、どうしても病院にかかる方が増えているということ。また、医療技術の進歩によりまして、高度医療に伴う診療費の増加、また、生活習慣病など、慢性疾患の増加などが医療費の増加につながり、結果として被保険者の負担増になっているものと考えられます。

国保税については町の合併協議の中で2年間それぞれ、旧町の算定率で行うことで19年度までは不均一課税ということで行われております。20年度に税率の統一がされまして、現在その基に算定されております。本町の19年度の国保税の調停額でございますが、1世帯当たり12万6,000円余りとなっております。1人当たりに直しますと6万6,000円ということになってまして、県下の世帯平均がですね13万9,000円ということで、県下の状況で見ると黒潮町の保険税が特に高いという状況にはありません。

医療費の抑制についてはですね、当然健康保持の目標、また、医療費の理解を深めることや、病気の早期発見、早期治療が進めることが医療費の抑制につながるものと考えます。このために保健事業と連携して、病気の早期発見のための、がん検診や総合検診などの実施に努めております。また、高齢者の健康維持や生きがいづくりにも取り組んでいるところで、今後においてもですね同様に定期健診などの実施、受診率の向上によってですね医療費の抑制に努めていきたいと、そのように考えております。

2番目の検診方法ですが、黒潮町の検診の方法については旧町でそれぞれ行ってきた方法が違いまして、ご指摘も受けている状況ですが、佐賀地域では主要な場所で特定検診と肺がん、胃がん、大腸がんの検診を併せて行っております。そういうことで受診者の利便性の向上に努めております。

一方、大方集落では各集落に出向いて検診を実施しております。まあこの面は検診会場までの移動が不便な方においてはですね受診のしやすい環境をつくっているということで、それぞれの地域で受診方法が異なっておりますが、住民の健康を守るためにですね、その受診機会の拡大を図って受診率の向上に努めているところです。

黒潮町では健康診断の実施機関をですね、高知県総合保険協会に委託して実施をしております。この総合健診の形を取っているのは、幡多地区では、人口の多いとこでは、まあ佐賀地区だけになっているということで、この方法もですね、なかなか難しい局面を迎えております。

これはですね、これから、まあ総合健診の形を増やして実施ということの検討ですけど、どうしても人口規模が多くなるとですね実施機関では困難ということで、今的方法が半日単位の日程を組んでいるということで、人口が多くなれば、2日、3日というような形で、日数の調整がなかなか難しいと。

また、医師の確保、検査技師の確保といったところがですね、なかなか今は半日単位で行っていますが、これからはもう1日単位で行いたいと、そういうような意向もありますので、現在のところですね従来の方法で、まあ地域で一定定着しておりますので、この方法で住民に周知を図ってですね受診率の向上に努めていきたいと、そのように考えております。

それから介護保険の制度ですが、高齢者人口が年々増加しております。この8月末現在ではですね、高齢化率は34パーセントを超えております。介護保険の対象者の方はですね、本年8月末で816名が要介護認定者となっております。まあ今後においても増加が予想されます。高齢者ができる限りですね、要介護状態に陥ることなく生活が送れるように介護サービスの充実に努めておりますが、健康保持や生きがい対策の事業にも今後努めたいと、そのように考えています。

今後においても、要介護者の増加抑制や介護状態の悪化防止のために、主に介護予防の事業を推進して、高齢者が安心して地域で暮らせる社会環境づくりに努めていく考えであります。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

その国保税については、県下の平均を見ると高くないというのは、まあそれはそれで結構でございますが、問題は、それは県下の平均いうても、実際1人の被保険者がまあ払うお金の問題でございまして、それは県下は一番下じゃいつも、それはあくまでも県下の平均から見た状態でございます。

私の言っているのは、1人が払う金額。つまり、稼ぎの中から払わないかんがですね。今日一日働いた金の中から税は払うんですよ。ほんで、それが大変蓄えのある人はいいんですけど、仕事はなくなったとかいう、病気で仕事ができなくなったとかいうような場合にはですね、払いたくてもお金は払えないという状況になってまいります。

で、その点から、だから通告はですね町民生活から見ちょうがですよ。ただ単に税が高いという話だけやなしに。で、1人の人が生活していくためにどうしてもこれだけの金は要るんだと、そのときに去年働いた分で課税されて、今年これだけ掛かるという分でございますので、県下の平均が下より、まあ下の方にあっても、そのずっと下になる方がまあ望ましいわけでございます。まあ担税力がどうであるかということに行き詰まるわけですね。で、その点を言いようわけです。

で、この点はね、まあ、だから課長に答弁してくれいうても無理な、難しいところがございます。そこでね、僕は町長に特に、この通告は町長にしてるんですが、医療費が34兆円いうのは、最近、まあ新聞にも出ました

が、国民医療費、年に1兆円ずく増えゆうと。

それで医者へかかるから金が要るという分、課長が言ったとおりですね。しかしながらですね、これはもう国民が払える能力を、限界を過ぎちゃあせんかなあと。調停をいくら上げてもね、未収が増えていくわけですよ、滞納が。これは、この町だけやなしに県的にそういう状況にあろうかと思うんですね。ほんとそうなつてくるんで、ひとつ町長にここはもうちょっと頑張っていただいてですね、まあ町村会なんかがございますが、そういうところからですね、国に対してですね、まあ一例言いますと、お医者の費用、医者代、医師ですよ、医師の費用はもう国が見てくださいやと、例えば。そういうような形のね、私はね、運動をね展開していくときじゃろうと私は考えております。どんなにあっても、これ以上、仕事がなくなってきた。右見ても左見てもね、収入が増えてくるようなところは見えんがですよ、町内。だからもう制度としてですね、国の制度として、考え方を変えてもらいたい。政権が変わったこのえい機会ですよ。

町村会なんかを経由してですね、このお医者の費用ですよ。例えば学校やったら、先生の費用は国が見ようでしょう。それとおんなじ考え方なんですよ、私の言っているのは。お医者の費用はもう国が見てくださいと、これ以上やられてもね、よう払わんなってきたと。よう払わんなら保険証取り上げられる。取り上げられたら医者にもかかれん。

そのへんのですね、ことを、まず県下的な運動にですね、町村会が先頭に立ってやっていただきたいわけです。そのことを特にお願いしたいので、こういうこと言いようわけです。

まああとは、またおいおい聞きますが、その点についてですね、この町民生活。まあほんと、要介護の方もお医者代も掛かりますし、先の後期高齢者というのは、あれは私は大変憤慨する言い方やなと初めから言いうわけですが。まず、そのカッコ1のことについて、通告そのものはございませんが、要するに町民の生活はそこまで追い詰められちよう。あの、何とか債権機構いうてつくってもよね、そりやあ難しいですよ。ないがでに、お金が。払いとうてもないがじやいう。

そのへんを、ひとつ町長の決断をねいただきたいですが、いかがですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

矢野議員のご質問、大変大きな内容を含んでおると思います。

まあ我々としてですね、住民の皆さんのが国保税に限ったわけじゃないんですけども、税負担がなかなか厳しくなっている中でですね、少しでもという思いは当然ありますし、また、この国保の問題については制度上の問題、あるいは医療費のだんだん増大していくという社会背景、また、診療報酬のこと、いろいろなことが複雑に絡んでおる内容になっておると思うわけですが、ただ、町村会等を通じてということですが、そういうことは常に町村会等を通じてですね、機会あるごとに国の方に訴えておるところでございまして。

また、後期高齢者の今度、連合事務所が県にできてですね、そういったことを進めていく中でも、国保はそれぞれの自治体で単独で運営するということはもう限界に来ておるというようなことでですね、統一をしようというような話もだんだんあったわけですけども、今ちょっと頓挫したような状態にもなっております。

まあ今後、議員がおっしゃられるように、まあ県の平均に比べて黒潮町はこうこうですよといふことも、ひとつは我々どうしても目安には致しますけども、何よりも払う人があれば、払えない、払いにくいという状況というのあります。だから、独立採算といえどもですね、どこまでもその調停額を上げるというわけにいきません。また調停額を上げてもですね、実際にそういう収入増に、税収増にならないというようなことも考えられます。非常に微妙な段階に差し掛かっております。

ただ今、国保審議会、運営審議会ですね、慎重に審議をしておるところでございますが、まあその席でも私はある委員から、一般会計からの補てんということを考えるべきじゃないかというご指摘もございました。まあしかしながら、一般会計から補てんするということはですね、まあ一部の方のためにほかの方が、ようけ負担をほかの方に強いるという、理屈上はそういうことになりますので、これもよっぽどではない限り、なかなかそういうことも考えにくいと。しかしながら、払うに払えないというようなことで、私もかなり限界に近いという認識は持っていますというふうにお答えをしたわけでしたけども、今後国へ訴えるということも、もちろん力強くやっていかないけませんし、また国自体もこれを長期的な考え方でどのような制度を構築していくか、大変難しい状況にあろうかと思います。

まあ今後、注視しながらですね、地方の声を中央に届けるということは当然してまいります。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

3番目ですね。動植物の生態系を守り、また、CO₂削減に貢献している吸収地へ、この吸収地というのは黒潮町をはじめ、そういう山間へき地と言われるとことですね。財政支援があつてしかるべきと考えますが、国に対し要求するか問います。

これは、まあ我々の財産いうのは、この山、それから海の水、そういったことであろうかと思います。山 자체も大変、実際は山の中へ踏み込んでいくと荒れた状態が発生しております。植林はしたものその後の手入れが悪いということがございまして、CO₂の削減効果については、間伐をしたらその山に対する一定の効果があるんだと、ほんで放置した山については、まあCO₂削減の効果、京都議定の関係ではそれはカウントしないというようなことが言われておりますが、私たちがもうこの田舎でそういうものを守りつつ暮らしていくには、そして都会の人、地球環境を守るためにもそういう手当てが必要であると思うんですが、それにはここに人がいないとできないことで、そのために、そういう、ここで人が暮らすためにも、山の手入れするためにもお金が必要るんですよ。

まあ県あたりまでは何ですか、何かそういうお金が来るようなこと聞いたことがある、来ているか来てないか、来るようなことを考えているのか、そのへんくらいしか伺ってないですが、それはですね、ここの我々の町からもですね、そういう情報発信、要求をしていくべきであろうと。

国がすることを、国が決めた国が決めたいうて、ただそれに流されるということではなくに、私たちがここで生きしていくために何をしなければならないのか、国に対してははっきりそういうものを要求すべきであろうと、国際公約をどれだけ守れるのか、そういったことを含めてですね私は国へ要求すべきであると考えますか、町長これいかがですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

また、議員の大変大きな問題といいますか、ご質問でございますが、もとより高知県は84パーセントが森林、あるいは黒潮町におきましても78パーセントの林野率ということで、我々、山に、まあ中に生きておると言つても過言じゃないんじやないかと思います。そういった中で地球温暖化の問題もありまして、こうした森林がCO₂の吸収源ということで大変大事な、大きな存在になってきておるということも事実です。

まあそれについて、いわゆるその再配分、国の富の再配分と申しますか、まあ全国からですねそれなりに集めた税金をどういう地域に、どういう人たちに配分するのかという段階で、その森林を抱えた我々のような地

域に重点的な配分をすべきじゃないか、それを国へ訴えるべきではないかということでございますが、まあ我々の、先ほど申し上げました町村会、あるいはいろんな機会を通じてですね、この地域社会のますます疲弊していく中で、こういった配慮を国に求めるることは常にやっております。まあ水源涵養（かんよう）、まあ地域の森林の持つ多面的機能とかそういうものに対してですね、CO₂ の吸収源ということはもちろんですが、配慮をいただきたいという要望は常にやしております。

また、全国森林環境税の創設という運動もございまして、これらの運動を通じてですね、まあ先の21年度の緊急、地域の雇用創出の事業ですね、それとか、ふるさと雇用再生特別交付金、あるいは緊急雇用創出事業交付金。これらの中身の中でですね、間伐、あるいは森林整備等の事業が交付の対象になっておるということは、いわゆるそういった意味においての再配分の在り方と、結果ということじゃないかと思います。

ただ、交付税そのものをですね算定根拠としてそういう分野を取り上げていくということは、私も詳しいことはちょっとようつかんでおりませんけども、まあ人口とかいろんな条件の中で、これからですねとにかく訴えていかなあいかんというふうに思っております。まあ、ちなみに高知県が始めた森林税ですかね、これについてはもうほとんど全国の都道府県が始めたというようなことで、これらも広く薄く県民から税を徴収して、その該当地域の森林の整備等に充てていくということで、それなりにですねそういった再配分も行われておるということではなかろうかというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

まあ、今のお話ではありがとうございました。ひとつ前向きに取り組んで、引き続きやっていただきますようお願いします。

それから4番目ですね。産業振興ですが、堆肥（たいひ）施設の建設に向けどのよう取り組みしていますか。経過と今後の取り組みを問います。

それから2番目ですね。イノシシに農家は大変困っています。対策を問います。これは現在、何か1頭当たり5,000円くらい確かに出て、補助金いうか、奨励金いうか、報奨金いうか、まあ別として、そういう財政の支出があるように、ちらっとこう見たんですが。まあ5,000円は少ないよう思うんですね。

実はね、食べ物を作ってる、私も経験あるんですが、一生懸命作って畑を耕して、苦労してやっとそろそろごちそうになれるかなと思うて畑へ行ったら、もう収穫前のやつが全部ひっくり返されてなくなってるんですね。これ本当にがっくりきますね、こいつは。ほんでも私も、その作る意欲がなくなりまして、もう以来やめたんですが。あちこちで聞かれますと、随分被害がまた今年も出ておると。電気で囲いを作ってる、そういう方もいらっしゃいますけど、特に山の近く行きますとお年寄りがですね、ほんまに苦労して作ってるんですね、野菜なんかも。そういうものがですね、やられますと、全く食べるもんが入らないし、換金しよう思うてやっても、それがなくなると。生活そのものが侵害されておりますので、それはもうちょっと強力な対策をですね取り組んでいただきたいと思うわけです。ほんで強力ないうたら、じゃあ具体的には何かいうことなつてきますが、5,000円払っておるもんを1万円くらいにしたらもうちょっと力が入るかなあと、駆除していただける方もですね。まあ、そういうことを考えておるんですが、まあ町長のお考えを聞くわけです。

それから3番目の新規就農者に対する支援ですが、これは先の議会で質問致しますと、担い手農家の協議会の中でもあ検討するというようなお話をいただいたんですが、その担い手というだけでですね答弁をいただきますと、町としてのこの主体性がじゃあどうなのかと、町はどう考えるのかという部分が欲しいわけでござい

まして、それはＩターンもなんんですけど、Ｉターンも大事にせないかんけど、しかしそれ以上に、現在農業をされておる方、大変こう、物の農薬なんかは上がる。しかし、売り上げは下がる状況に中にあってですね、新たにその家の親を助けるためにとか、自分がこうするというたものを、そういうときの支援がですね強力に取り組んでいただきたいわけです。そうしないと農業を、まあ一次産業ですね、まあ農業をはじめそういうものがなくなってしまやあせんかなと。ほんで、そういう心配があるわけです。

ほんで私は、一例は、前に言ったのは、土佐清水市さんなんかもそういう制度をつくって頑張っておりますので、その後の、財政なんかの手当でした後のこといろいろ問題が発生するということはいろいろ聞いておりますが、それはそれとしてですね、何とかクリアして前へ、何をしても問題のないという事業はございませんので、そこがやっぱり町長の、手腕の発揮する場であるとこう思うわけです。

以上ですね、それについてお答え願いたいです。

1回目を終わります。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（谷口明男君）

それでは、カッコ1の堆肥（たいひ）施設の件につきましてお答え致します。

この件につきましては、矢野議員もほとんど一緒に行動しているので分かっているとは思いますが、まず経過と致しまして、4月にハウス園芸農家、菌草生産農家等の関係農業者代表、幡多農業振興センター、JA高知はた、町、そして議員の方々が参考して廃おがの施設等の現状を話し合い、その必要性を確認しました。その後、5月に幡多農業振興センター、JA高知はた、町で菌草生産農家および残滓（ざんさい）用置き場を視察しました。そして6月には、議員や農家を含めて土佐町と四万十町の2カ所を視察してきましたが、両地区とも畜ふんの処理が第一条件になっていて、赤字経営でも運営していく理由があるために、施設は別にしても経営状況は参考にならなかったように思います。

また、5月から堆肥（たいひ）の成分検査用の試作品を製造して、その成果が得られましたので、7月からは圃場（ほじょう）での試験用としての堆肥（たいひ）を40トン、約8反分製造していまして、今月中に実際にキュウリの圃場（ほじょう）での試験栽培が始まります。8月に入りまして、JA高知はたと町の担当者で、JAの大月と土佐清水の堆肥（たいひ）施設をたたき台の算出資料を作成のために視察しました。

今後の取り組みと致しましては、1点目と致しまして、施設規模の決定。2点目と致しまして、運営主体および運営方法の決定。3点目と致しまして、ランニングコストの見込み。4点目と致しまして、堆肥（たいひ）利用促進の手段の決定ですね。などの事業計画書を作成して、JA幹部会での事業化の承認を得る計画です。

以上です。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田二君）

それでは、矢野議員の4番目、産業振興の2番目と3番目について、私の方からお答えします。

2番目の、イノシシにですね農家は大変困っているが対策を問う、についてですけれども、イノシシ被害についてはですね、従前より対策補助金をですね県の3分の1の補助金とですね、3分の2の町の補助金によりまして、矢野議員言われたようにですね、現在、イノシシ5,000円、ハクビシン2,500円の、1頭当たりですけれども、これにより対応しております。

また、防除対策事業の柵（さく）による対策ですけれども、町と県の補助をですね事業費の2分の1の割合

で要望に応じ対応していますけれども、今年度におきましても当初予算においてですね、昨年の事業実績並みの予算を議決いただいておりましたけれども、要望の対応が多くですね、残り予算がなくなったということもあって、今議会においてですね追加の補正予算を提案しております。よろしくお願ひします。

この問題はですね、近年特にイノシシ被害が増えまして、年度実績を見ますにですね、18年度で12件、19年度に28件、20年度にですね48件の申請があった状況で、イノシシのですね捕獲報奨金の件数もですね、18年度に72頭、19年度に99頭、20年度に272頭というような実績でありまして、大変この対策についてはですね苦慮しているのが現状であります。

この対策に対してですけれども、まあ黒潮町有害鳥獣被害防止対策協議会というような協議会もありまして、その総会でもですね議論をされておりますけれども、なかなかこの問題はですね、当町だけの問題でありませんので、まあいろんな方面、県等ともですね協議しながら対応したいというふうに考えております。

また、先ほど報奨金についてですね、5,000円1頭当たりは低いのではないかと、もうちょっと報奨金をですね上げて対応したらどうかというようなことですけれども。その件についてはですね、自分たちもそういう頭は少しありますけれども、まあなかなか幡多地域の状況を見てもですね、ほとんどのところが5,000円と、三原が6,000円、宿毛が3,000円というような状況でありますので、まあ一定1万円にはちょっとなりぬくいのではないかと。まあ今後ですね、状況を見ながらいろんな方面協議したいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

以上です。

すいません。続きましてですね、3問目の新規就農に対する支援ですけれども、この支援の件につきましてはですね、議員言われる様に12月議会でですね、議員の質問の中でこの件についてですね、支援中および支援後等の就農についてですね問題もありますので、黒潮町担い手育成総合支援協議会において慎重に議論し、方向性を決めたいというご答弁をさせていただいております。そのことについてですね議員ご承知のとおり、今年の6月にですね行われた、黒潮町担い手育成総合支援協議会の総会においてですね議論をされました。

その中の委員の皆さんのお意見としてはですね、問題はあるかもしれないが事業を実施すべきというような、先ほど議員が言われたようなですね意見集約がありましたので、この内容を踏まえてですね、町として、県ならびに四万十市や土佐清水市の要綱等をですね参考に、支援内容やですね要件などを検討しまして、平成22年度からの実施に向け、また担い手協議会等ですね、協議しながら取り組む方向で考えていますのでよろしくお願ひします。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

その、いわゆるイノシシの件ですがね、他町村を見ることが確かに必要なんですよ。ただ、他町村を見て、それでイノシシの被害が少なくなっているという状況があるならば、それはそれでいいと思います。ところがね、だんだんこう増えているんですね。これは、そういうことでは解決しないということであろうと思います。

で、その、まあほんとに分からんんですけど、このひとつ的方法としてそういう奨励金なり何なりを引き上げて、それに掛かっていける日数を増やすして頭数を削減するということがひとつ的方法ではないかなあと思ったんですよ。で、ほかにですね、こう考へてもなかなか、電気でやってる所もいらっしゃいますけど、電気も管理を相当よくしないと、人が当たって感電するとか、草が当たっておれば全然その効果がないとかいうような話も伺います。それで、まあ私の考える範囲は、もう何回も言うけど、もうちょっと手当を増やすして、

それに従事できる日数を増やしていただく方が、まあ、まじじゃないかなあと、解決策ではないけれども。

そういうことを考えておりますので、その他町村並みということやなしに、他町村の先頭を走るいう発想に立ってもらいたいがですが、いかがですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

ご質問のイノシシの問題についてお答えを致します。

私も以前、農業委員会の会長をさしていただいておりましたときに、この協議会のメンバーでもありました。経過がございまして、当時は1万円をお支払いするということでやっておりましたけども、そのうち大変頭数が増えてですね費用がかさむということも当然ありましたし、また、今の電気牧柵等ですね、あるいはおり等で、別の手法で駆除を図ろうと、またそれにも費用掛かるわけでございまして。そして何より、その駆除をするハンターですね、ハンターがなかなか少なくなってきたと、いろんな諸問題がございまして、対策費の方はですね、当時に比べましたらだいぶ増えてると思います。

まあそんな中で、ただ5,000円が1万円だけでですね飛躍的に解決に近づくということは望めないというような判断の中で、現在今はそういう取り組みをしておるということですのでご理解をいただきたい思います。

またそういった中でもですね、シカの食害ということがございまして、平成19年の6月23日だったと思うんですけども、ちょうどその2日ほど前にですね高幡の首長なんかと一緒になる会がございまして、シカがものすごい勢いで増えて、大変もう深刻な問題になっておるというようなことを聞いて帰りました。それで、その6月23日に区長会がございまして、黒潮町の全区長さんにですね、シカの被害というか、そういう出没状況はどうでしょうかという聞きましたら、その時点ではゼロでした。ところが直後にですね、黒潮地域で2、3の出没、あるいはわなに掛かったというようなことがありました。それで、この対策については初期段階の駆除が大変重要な意味を成すということで、思い切った費用と対策を取れということで担当に指示を致しまして、そういう経過もございます。

まあ、そういうことで、今後経過を見ながらですね、有効な対策を取っていきたいというふうに思っております。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

最後の5番目ですが、地籍調査ですが、これは全体でどれだけ進んでるかは私も分かりませんが、山のですね地籍調査にいつ取り掛かりますかということですが。

この、旧大方町の方は、蜷川とか、この入野をやっておるという、ああ、蜷川済みましたかね。今、入野をやっておるというお話を伺っておりますが、このまま、どちらを先しなければならないということではないんですが、山の方が境が全然分からんなってきておりますね。山へ人が入らないし、そして、その山で仕事もないし。こういう状況の中ですね、もう境が全然分からんなってきます。

それで、これは今までお金がですねなかなか要ると、財政的には何か、交付税が幾らかあるというお話は聞いておったんですが、それは職員の給料が該当しないとかいう、確かにそんなふうな話を伺ったことがあります。外注した場合には、山なんかの場合ですよ。その外注した場合には、一定の財政支援が、措置が取られるというようなこともお聞きしました。

で、そういうことからですね、外注をする方向でやればまた一定進むんではないかなと思いますが、この点

についていかがですか。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、矢野議員の5番目の地籍調査についての答弁をさしていただきたいというふうに思います。

通告書ではですね、山林の地籍調査をいつ取り掛かるかということですが、まあ矢野議員からもありましたけれども、現在の状況はですね、佐賀地域がほぼ平たん部については完了しております。大方地域の方は、蟻川地区が19年度で測量の方が完了しております。20年度からはですね、南海地震、それに伴う津波との関係でですね、平たん地の入野から始めております。

議員からもありましたように、まあ山林の所についてはですね、現在の高齢化の進展、それから山に入つていけないというような状況がありまして、境が分からぬという状況もあります。また、心配されます、地震、津波の関係ですね、平たん地が津波に襲われた場合の状況を考えますと、その方の進展も図らなくてはいけないという状況にありますと、どちらからかやらなくてはならないというふうに思いますが、今のところ両方の方でですね、まあ検討をしておるという状況にあります。

それから財政のことですけれども、基本的にはこの事務にはですね人件費は補助の対象になりません。全体の4分の3が国、県で措置されると。それから交付税で一部措置されます。

それと外注の件ですが、これもですね検討はしていきたいというふうに思っておりますが、山の方のまあ測量の精度の問題が少し懸念されるところがありまして、まあそこを含めてですね、今後できるだけこの測量は進める必要がありますので、できるだけ外注も検討しながら進めたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

（矢野議員より「はい、終わります」との発言あり）

議長（小永正裕君）

これで矢野昭三君の一般質問を終ります。

この際、13時30分まで休憩致します。

休憩 12時 00分

再開 13時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、村越比佐夫君。

1番（村越比佐夫君）

通告に基づきまして、2点ほどお伺いします。

1、入野小学校の通学路について。

錦野団地からサンシャインに下りてくる道で、非常に朝の上から下りてくる車が十何台ぐらいこう信号待ちしそうが見受けられます。ほんで、それで左側を小学生が上がって行きよう。そういう中で、まあ歩道として左側でも白線を小学校の入り口ぐらいまで引けないのかということなんです。

ほんで、非常に事故があるないはまあ別にして、そのいろいろな角度から今の世代で、子どもの育成じゃあ、ほりやあどうじやと、非常にこの人権、人間の必要性を社会的に非常にこう大事にせないかん時期に、教育も

さるながら、その教室へ通う通学路が非常に危険な道路であるということに気の付かんことが非常に私はまあ残念なんです。

というのは、私、町会議員になった初発に、一番先の質問で、佐賀の小学校の歩道のまあ白線の質問した折、まあ即、次の議会までには白線を引いた。そのぐらい、まあ委員会として、また執行部としては、通学路というものを大事にしてきた。そういう点が、まあ大方には多々見受けられない、見受けられない。

まあそういうことで、その実態が恐らくね、職員も、また町会議員らあも気が付いておると思うんですよ。あこの、いうたら朝の下りてくる通勤する車、見受けたる。やっぱそういうことから、ひとつの人間の歩く道として、また人間の、いうたら生活の指導、教育の指導する、社会教育の指導する立場にある職員なり執行部が気が付いておるのかおらないのか。

1回目はその程度で質間に代えさせていただきます。1点目。

以上。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田二君）

それでは、村越議員のですね一般質問1番目の、入野小学校通学路に白線を引けというご質問にお答えしたいと思います。

ご質問の道路はですね町道藩下線といいまして、議員ご承知のとおりですね、錦野団地の幹線道路であると同時にですね、大方高校、入野小学校の通学路であります。また、本年4月1日からはですね中央保育園の開園を致しまして、まあ通園路としての非常に重要な道路であります。

保育園の開園に併せまして、平成20年度、少しでも安全な道になるようですね、側溝ぶたのふた掛け等を行いました。また併せて、歩道のない部分につきましては、運転者の注意を喚起し、歩行者が少しでも安全にですね通行できるように白線の設置を行ってですね、歩行者の安全への配慮を行っております。

今以上にですね、まあ白線をということですけれども、現地を考えてみると、白線のない所につきましてはですね、幅員がまあ7メートルから7メートル少しでございます。それと、その部分はですね、車道と、まあ幅は狭いですけれども、歩道とが段差があるまあ歩道があります。その部分に白線を引きますと、白線を引いた部分が中途半端な歩道というようなことになりますですね、まあ全体の幅から考えまして、国道の信号待ちでの渋滞の行き違いやですね、まあ中途半端な歩道になるというようなことを考えまして、まあ安全性にまあ疑問が残るという思いでですね、現在の所にはまあ白線を引いておりません。まあ現状がまあ今の段階では一番いいんじゃないかなというふうに思っておりますので、その点ご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

現状が一番ええがじゃ、誰がええが言った。誰もええ言うてない。

あの白線引くに、どれだけの予算が要る。たとえね70センチ、あれはいうたら一車線ですのでね、二車線じゃない、中央に白線がないから。本来は右を通らないかんけれども、下りてくる、いうたら車が左やから。車があこへ渋滞になったら、ね、右を通るわけにはいかんから左を通って児童は上がって行きよう。サンシャインからずっと上へ行たとこは、まあいうたら水路もないわけでしょう。その上に水路があるきに段差ができるいうて、そんなものは関係ないですよ、はっきり言うて。やる気があれば。何でそれだけ、いうたらそのやる

必要がないちゅういうような話する。歩く人は必要なんよ。

僕らなんぼ行ってもね、いうたら中央分離帯、まあ中央の白線して、それからいうたら右へ出ることないんよ、線さえ引いちゃったら。ほんと左の、いうたらとこへね、たとえ 50 センチ、60 センチでも、いうたら左へいうて線を引いてみ。ほいたら必ず児童はその線から左側を通って門のとこまで私は行くと思うんです。これは人間の習性なんですよ。白線から内側を歩くね、児童は少ない。1 週間あ佐賀の小学校の入り口で立つてみ。どれだけ歩いていきようか、あの左側を。必要がないということない。そういうこと一切、職員が気が付かない。関心を持たない。そうでしょう。

この前の、いうたら二車線、中央の白線、消えてないなりようけど、消えてないなりよう。それ高校生が汽車から降りてね、左側ずっとまあ行きりますけどね。二車線のとこで中央線のこれだけ消えたとこは佐賀の町道には 1 力所もない。1 力所もない。もう少しね町民向いて、いうたら仕事してもらわなかん。

まあ時間があるき、わし、ゆっくり説明するけんどね、あれ白線引くにどれだけの費用が要る。それだけ、白線見るばあでもね、保護者の、また子どもの習慣いうか、あ、こっから左を通らないかん、ねえ。また保護者も、いうたら児童の安全を考えて白線を敷いてくれたと。こういうね丹精を、いうたらね、ちょっとしたことで行政の見る目も変わってくる。そういうね、心遣いいうか、お金で計り切れんものをね、やっぱあ提供することによって、町のいろいろな事業に協力態勢が出てくるんですよ。

この黒潮町のその入野の駅からいうたら、国道までの間の、いうたら、その白線に気が付いておる、消えていきようのが気が付いておる課長何人おるか、ちょっと手挙げてや。何人おる。消えておるという、何人おる。誰っちゃんよう挙げんやない、ね。

先ほど、2 階から、3 階から、いうたら社協の方をのぞいて、ね。目の不自由な人がつえでカタカタいうて歩く歩道のね、黄色い印がある。それへ向いて、黒塗りの何いう車か知らんけんど、後ろが掛かっちゃうんです。それへ、いうたら傍聴に来ちょう人に言われて、ああ、まことねや思うて気が付いた。傍聴人に注意されるんですよ。ちょっとしたこと。ね。誰っちゃん職員が 1 人もあこへ、いうたら出入りしよう職員がそういうことにね、これは、いうたら目の不自由な人に対するいうたら、障害になるからちょっと前へ寄せてもらわなかんというね、注意できる人がおらん。誰が注意するの、そんなとこ。

全部、そういうことは皆さん、やっぱあ社会的に公務員として、役場の職員として、社会的に指導的立場に立った者が、町民より先に気が付くような姿勢で毎日務めてもらわんとやね、我々も質問する付加価値がない。我々は町長や執行部の予算をね使うだけの、いうたら役割をしゆうわけじゃないんですよ。町民の生活津々浦々まで、ね、生命から食事まで、日常の生活の中が滞りなく執行部に、すべてはできないけれども気の付いたとこを問題提起し、解決するところはさしていただくと、これが我々の大きな役割じゃ思うてますわ。どうです町長、次も出馬する言いようけど、そういうことを中心にしてね、やっぱあ町民に訴えていくだけの力量がなければ、私も残念に思う。

あの通学路の、あの距離の白線を検討する考えがあるかないか、町長と教育長にお願いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

藩下線の通学路の白線について、まあ我々の考え方ですね、あの道路については非常にあの交差点から始まってですね、混雑する関係もありましたので、また、中央保育所の開設に伴って、いろいろな議論は日ごろからしておりますけども、まあ今課長が答弁しましたようにですね、まあ段差になってる部分については、まあ同じ答弁になりますけども、あえて白線を引くとですね、かえってこう道路幅が狭くなっていますね、まあ安

全上かえってよろしくないんじやないかという今のところ判断でございますけども、なお、良い方法がないかですね、引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、役場の前の二車線についての白線ですが、お恥ずかしい話ですが、私もそういう目でですねつぶさに見たことがなかったもので、非常に今反省をしております。心から反省をしております。

まあ一事が万事という言葉もございますけども、そういった小さな配慮というのも日ごろ考えながらですねやっておるつもりですけども、そういうふうに指摘がされた場合には謙虚にですね反省して取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

今、白線のことにつきましては町長が言いましたように、別に何かいい方法がないかということでございますが、私も月に一遍ですけれども、あこに立っておりまして、子どもたちにあいさつ運動をやったりですね、しておるところでございます。それにはPTAの役員さん、それから保護者の皆さん、あるいは駐在署の皆さん、議員さんの中にも立ってくれておる方もおりますし、そのような方で声掛けをしながら、子どもたちが登校していく中で安全に登校ができるようということを、まあ指導もしているところでございます。

それからまた補導職員、それからスクールガードリーダーという職員もおりまして、できるだけそこを子どもたちが登下校をする際に気を付けるようにというふうなことで、まあ指導もしているというところでございます。

先ほども町長が言いましたが、この白線につきましては別の方法ということもありますし、今のところではあの段を通って登校をしているということで、安全を図っていきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

あのね、そんなことは通り一遍の答弁なんよ。

人権を、ね。子どもの生命、あれだけの、いうたら広い団地のね通勤道路の中で、あれだけの、いうたら児童が、いうたら通学する中で、あの左側にそれだけの白線も検討もできん、ね。段差いうて、どっからどれまでの面積の距離の段差がある。小学校の門までに、ね、側溝の、いうたら段差が何十メートルもわしやあよう見受けん。左側に側溝はそんなあらあせん、何回も行たけど。

それはね、なんぼ課長がそういうことで答弁があつても、実情と現在の状況を把握した折には、これは当然私は検討すべき課題であり、早急にね白線は引くべきやと思う。もう少し真剣にね、大きい予算じゃないわけやから。何一つ検討もできん、答弁もできん、ね。そんながで、あえて我々も議会活動して町民の代表として言えない。ね。そういう1つの質問に対しても、ひとつも真剣にね考えない。

私は再々、朝早うに行く折に必ず右向いて、信号で止まった折には見ますけど。絶対に、あの入り口へ上がっていく折はね右側を通ってる児童はね見受けられない。左側を大抵行きゆう。ほんでそういうことをね、やっぱあどういう指導員がおって、こうじゃ言うけんど、いちいち手を取って後ろ付いていくわけじゃなし。やっぱ事故いうものは、いうたら起こるべきときに起こるじゃなくて、ね。誰もそんなことは予想はできないわけやから。

1回、佐賀のあの小学校の入り口のあの白線灯いうたら夜になつたらこう、左側の端へ田んぼの際へ向いて

ね、歩きよって下へこけたらいかんということで、いうたら点滅のこう光るもんまで付けちゅう、佐賀は。そこまで、通学路というものは慎重に大事にね、子どもを守るという意味で。議会で質問されるまでに早やもう点滅でやっておる。

入野の、いうたら職員ら何でそこまで、いうたら我々の要求、また町民の要求以前に、先取りできるところは先取りして、白線なり、子どものいうたら安全を守る意味でできなかつた。こりや佐賀の教育委員長がおるけれど、ね。今まで、いうたら教育行政に対してそういうことをね、あんまりしつこく言う必要もなかつた。

学校の先生は、町民との交流を図れるような場所を、出席してかまん場所には先生は積極的に参加しようとした。ほんとに。だけどこれだけ、そういうその児童に対して守るべきものは、委員会として守らないかんという熱意の答弁が見受けられない。まちづくり課の課長にしてもしかり、ね。ほんとに検討するなら検討するだけの、あの本村ずうっとこう回って見てもね、やっぱあ所々側溝のない地区がある。生活道路として使いようどこに側溝が所々切れておる。ね。

そういうこと踏まえて、もう3回目の質問ですので、ちょっと長うなりますけどね、課長。本当に、いうたら園児、子どもの教育と生命を守るために、あの距離やから。ね。錦野団地の区長に交付金として50万でもやってみなさいや、あこをつけてくれいうて。これは喜んでやりますよ。各部落へすとつまんでやることは慣れておるじゃないですか、入野。我々議会が知らんとこの部落へ向いて、100万じゃ150万じゃいうて分配しちょうことがね入ってくるきに。錦野団地の区長によ、まあここにおらんき言うけんど。あこの白線引くためにね、50万やるいうてちょっとやってくれとこういう。何でそれが検討できない、たったそれだけのこと。真剣に考えてくださいよ、この問題だけは。

そんなにね、財政に影響するような予算じゃない。そりや保護者も喜ぶ。やっぱ自分らの子ども大事にね、事故に遭うたらいかん思うて白線してくれた思う。町長、これ絶対にもう検討をしていただきたいんですね。いつ、それまでにやれとは言いません。大事なことですよ、これは。

ここの、いうたら隣の中央線の白線と、両サイドの白い白線がほとんど消えちゅう。みんな学校で宿題で間違うちったら消して書き直すが。町道として白線引いて、消えたらまた書き直さないかん。そのぐらいのことと、宿題としてとは言いませんけれども町長、これはね非常に大事なこと、入野の、いうたら行政にしたら。町民サービスとか、ね。町民の、いうたら生活を守るとかいう基本的なね理念が、私は若干感覚としてずれちゅうがじゃないかなど。言い過ぎかも分からんけど。

この56号線の早咲から、いうたらあっちへ出るまで、芝の方へまで行くにね、歩道がない、ね。歩道がなければ建設省に言うて右か左か、ある程度のいうたら白線をね、きっちり引くような要求もできない。そんな形では、ほんとに町民の生活を守るような習慣がね薄れていきますわ、ほんと。たった1人の車いすのために、ね、電動の車いすのために、ある部落から佐賀まで出てくるために、その人のためじゃなくて1人の人間の生命を守るために、舗装も直し、歩道もやってきた、私は佐賀の姿勢を見ておるから、ここまで固執するんですね。

いろいろな言葉があるに、一人は万民のため、ね、万民は一人のため。町長は町内の何万の人の指示を得て町長やりようわけやから。1人の町長の執行権がね、黒潮町の1万数千人の、いうたら命を救うことになる。そういうことを言ったことですよ。どうですか、町長。

再度ですが、課長は課長、おまんか指示してやらしたらやるわけやから、指示しますとこう、ひとつ勇気ある答弁をお願いしたい。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

再度のご指摘にお答えを致します。

まあ、この前の道路白線が消えかかっておるという点についてはですね、まあ言われるとおりかと思いますが、前回白線を引いたことは私も記憶にありますけど、随分それを消えかかって早くするべきところがまあできてないということ、どこが管理するかということもありますけども、早咲辺りのですね旧国道、今現国道ですね、つきましても、歩道の確保等々は常に国交省と議論、要望しながらですね、少しずつ進めておるところです。

また、さっきも言いましたけども、まあご指摘の内容はいろいろあるわけですけども、逆にですね、先週も私とこの家の近くで申し訳ないですけども、町道をですね、ほんの 20 センチくらいの大きさのまあオーバーレイをあちこち施しておるということで、私はよう細かいとこまで見て、少しでもということでやってくれよるなあというふうに、職員のですね、そこらへんの気が付いたことに対して逆にそのように思いました。

ですから、まあ全くそういうことを気に掛けたやつではないわけではなくてですね、いろんなことを気に掛けたやつあります。まあ一つ一つのご指摘に対しては、特に藩下の、今の通学路の件にかんしてはですね、大変通学路ということで大事なことですので、いい方法がないか。先ほどもお答えしましたけども、なお担当ともですね、あるいは私自身も現場も見てですね、再度そんな検討もしたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

2 点目ですが、まあいつかもこの人権教育についてのことで質問、まあしました。

これ、8月のあたりか、7月であったかな、あかつき館で 7 時半から 7 時ごろから講演があったんですわ。それに私、まあ参加したんです。ほいたらね、全員でまあ 20 人ちょっと、25 人前後があやったかな。そのぐらいの参加人数なんです。ほんでこう、これはね、こういうその研修について、自分はまあそういうことは知識を持っておるから聞かなくてええということじゃなくて、やっぱ町民の顔として後ろ姿を見せるためには、これからまだ何百年もそういうことはせにやあならん立場の職場の職員が参加が少ないんです。参加が。これは米津課長も十分その点は把握しておると思うんですが。

佐賀らやったらね、の折にはもう少しこの、町内で今晚こういうことでこんな会があるきに、まあ出席できる者は出てくれいうて放送して、まあいたらなんぼ少のうても 3 分の 1 近くは参加しようとしたんです。総合センターでやろうが、横浜の町民館でやろうが。

だけどそういうその視線が、私に目に留まらない。まあそういうことを一元して、人権にまつわる 1 問目の質問のように、職員がそういう町民にやっぱ協力してもらえるような後ろ姿が見えないから、何へんにつけて私は協力してもらえないかなと。また、職員も町民に接触するのがいやなのか。単なる、自分が職員としての、いうたら一家庭のいうたら生活を守るために範囲の仕事しかしようとしているのか、また、できないのか。そこらあたり指導的立場に立つ町長の指令ですか、監督ですか。やっぱ職員としては、町民のかがみとなつてやるためにこういうとこも参加してくれとか、ね。

せんだって佐賀で町同協の総会やった折には、昼間で時間帯やったから 300 人ばあ来ちよった、学校の先生とか職員らがね。時間内やったら割と参加するんですよ。だけど、まあ 5 時以降になった、ね、ものには、そら手当くれ言いようのか、出す言いようのか、要らん言いようのか知らんけれども非常に少ない、職員の参加が。で、そういう感覚やから、町民、社会生活の中の町内の実態を把握せんままに事業計画が立てられるから、

私は物事が進みぬくいがじやないかな。多いきに難しい、少ないからしよいというものじゃなくて、やはり町民の町内に、人に知つてもらうための仕事が少ないがじやないか。そういうまあ思いで、特にこれ何十年も措置法の中で同和教育を叫び続けこんにちに至つて、決して法律が切れたきいうて部落差別がなくなつたがじやない。差別のあると認めた場合には、ね、町政としては積極的に取り入れないかん。こういう、まあうたいで締めくくっつようわけですが答申では。

まあそういう中で、この春ですか、差別事件が宿毛のけんみんの、いうたら営業所の職員がいろいろな、いうたら差別発言があつて確認しようたはずなんです。そういうことの報告もない。報告もない、ね。ある人は差別はないなつた言いよう。ほやき、いや絶対こういうことでありましたよというね、証明できるもんが現実に起こつておる。それを言う勇氣があるかないか、執行部に。ない言いようけんど、こうやって現実に差別事件が起きましたよという勇氣があるかないかによつて、町政の姿勢が分かる。私はそう思うんですよ。

そういうことで、非常に私は、これは佐賀でおる折から同和問題について取り上げてやっておりますけど、非常に行政としては難しい、難しい。こういう一点張り。やっぱあされる側になって、公平と平等性を、ね。町民に対して供給せないかん自治体が、やっぱ勇気を持って解決するためには何が必要なか。運動が時代遅れいう人もおるかも分からん。でも、こんにち差別が残してきたことは時代遅れではないですか。ここらあたりを町の姿勢として、職員に対する町民のかがみとして、やはりそれは認めるとこは認め、それを解消するだけの日常生活の中で、また職場の中で行動できるような職員を養成するのが執行部の責任じやと思いますが、その点、教育長と町長と町民課長かね、米津君、3人がまあひとつ答弁をよろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

本町におきましては、平成19年4月、黒潮町人権施策推進基本方針を策定を致しまして、人権教育を推進をしているところです。それからまた、本町教育行政方針におきましても重点目標として、人権教育の推進を掲げております。人権が尊重される社会を築いていくためには、今、村越議員言わされましたように、町民一人一人の人権意識を高めていくことが重要でありますし、特に公務員、それから教職員など、人権にかかわりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められる職員に対しては、公務員として必要な人権感覚を身に付けることが必要であるというふうに考えております。従いまして、これまでもずっとそういうことで職員研修を行つきましたけれども、これからもそういうことで職員研修をやっていきたいというふうに思つております。

先の6月議会でも、村越議員から人権教育振興対策について質問を受けて、人権教育の一環としての職員研修の回数、あるいはまた参加人数について、まあお答えもしてきたところでございます。この職員研修は、昨年度職員研修として県のものを含めまして14回、全体の参加人数が784人ということになっておりますが、その中で職員は394人が参加をしております。また、町民に対する人権教育啓発事業も行っておりまして、それらにもそれぞれ参加をしているところでございます。

これらのことを考えますと、この研修回数、あるいは参加人数ということを考えてみると、決して少ないとということにはならないというふうに私は思つております。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

村越議員の人権に対するご質問についてお答えを致します。

おっしゃられるようにですね、法は失効致しましても差別の実態がそこにある限り、私どもはそれに立ち向こうていかなければならぬというふうに、もとより認識しております。

そして今、教育長が答えましたように、特に公務員、あるいはそれに準ずる者は先導的な役割を担つております。私もそのふうに思っております。私自身もそういった機会をとらえてですね、職員にはそういったことを言っております。また、職員もそのことは十分理解をしてくれておるというふうにも思っております。

ただ、まあいろいろなケースがあってですね、参加者が少なかつたりということも、私もすべてに目は届きませんけども、あるとすればまあ今後、もっともっと積極的に参加するように促していくことをしなければならないというふうに思っております。

以上です。

それからもう1つ気になることですが、ある事業所で起こりました差別事件にかんしましては、係、担当からですね、課長から、逐一その都度の報告が私どもにありますので、かつ執行機関会議の場で報告もしてきたところですが、事件の起った所、事業所の場所がですね、黒潮町じゃないということもありますし、ちょっと間接的な立場になっておりますので、そちらの方の調査等々がですね一区切りするまでということで、まだ議会等には正式な報告していないということであろうかと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（米津芳喜君）

村越議員のご質問にお答え致します。

参加の件ですが、あかつき館で。私の方もその講演会に行ってまして村越議員と会いまして、まあおっしゃるとおりの状況でした。

まあ、その日がたまたまですね、まあいつも講演会にはまあ何名か来てくれるがでけんど、終業式ですね学校の。そこらもありまして、教職員とか、それから職員の方も何かほかの行事が入りまして、たまたまその日の参加人数がまあ少なかつたという、まあ状況です。

それでですね、まあ全体的に見ればですね、先ほど教育長の方もちょっと触れてましたけんど、まあ職員として参加してますので、まあその参加が少ない、まあ1回少なかつたこともありますけど、そのたまたま。それがすべてじゃないですので、まあ参加しないから先導的役割を果たしてないかということは、まあ言い切れんと思いますので、その点まあご理解願いたいと思います。

それとですね、人権侵害の件ですが、人権侵害が発生した場合ですが、黒潮町人権施策推進基本方針に準じてですね、まあ行政の主体的な対応を図ることにしています。まあ学校で発生した場合は、人権侵害ですね、教育委員会が主管ですね、それ以外は住民課人権係が窓口となり、黒潮町人権推進委員会、これは委員長は町長ですが、課長以上の構成になっております。そういうところでですね、まあ報告、先ほど町長の方からもありましたように報告してですね、まあ今後の方向とかいろんな面を話し合つておるところです。

それで、昨年起きた四万十市内事業所の差別発言ですが、10月27日に発生しました。それでまあ、いろいろとこの問題はですね、四万十市、宿毛市、黒潮町、3市がまたがっておりまして、まあ聞き取り等も時間がかかるでして、まあ最終的なあれがまだ出てませんけど、まあ近いうちにですね四万十市内で最終的な報告会を開催することになると思いますので、その点ご報告致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

まあ課長も非常に、そういう自分の受け持つた集会とかそういうがで苦労されようということは、まあ百も承知しております。ほんとそういう中で、各管理職なんかが、そういうことはまあ自分の課じゃないからじゃなくて、まあちょうどその日、私出席したら、植田課長もまあ出席しておったんですが、やっぱそういうこと見た折に、やっぱそれじゃやつというその一般の町民が参加しておるのにという、こう気が付いたと思うんです。まあその出席の少なかった理由は、まあそういう多々あったいいうことも、そらあ今聞くまで分からなかつたわけで、まあそういうことも、かち合うこともあると思うけれども。

やはり、一その黒潮町の、まあ部落が2つあって、その人がまあ他町村のそういう事業所の人に差別された折にね、どういう怒りを持って、ね。この問題は、いたら自分のものとして、黒潮町のものにして、解決して、いろいろこれから事業所の職員指導をどう受け入れてもらって指導さすかというね。やっぱ解決、これで一件落着じゃなくて、やっぱりその起こした責任のある事業所に対して、内部の研修なりを受け入れてもらうことがプラス思考であってね、まあそういう、その解決方法がある。したきに許さんで突いたち何ら利点はない。ね。我々はそういうした人に、これからの、いたら人権運動、部落解放に向けての協力者になってもらうことが目的、解決の大きな近道であると、こういう認識で今まで運動してきておりますので、その点は町長も十分、黒潮町の人権を侵された場合に、たとえ障がい者差別であろう、婦人差別であろう、した人が、明確なり、またその過程の中でそういうことが語れるように、協力してもらえるような解決方法ですね。こういう、まあ指導のできるような職員になっていただきたい。

こういうまあ思いで、まああえてこの人権教育は6月にもやりましたけれども、そういう、自分が直接黒潮町になってあかつき館へ参加した折に、我らが思うておった以上に参加が少なかった。我々が運動しよう折に入野というところは非常にこう同和教育が進んだとこ、職員も非常にこう協力的であるなというそのイメージが一転して変わったので、その当日だけを評価するわけにはいきませんけれども、そういうことに気が付いたから、この2点目の人権教育の対策についていろいろな形で組織としてはできてるが、ほんとに真剣に職員も町民の一員として、これは、いたら大事に、早期に解決せないかんという問題意識で日常生活を送ってくれてるかなと、まあこういう思いを点検するためにまあ質問に出したわけですが、教育委員長も佐賀でしばらく教育委員をやり、教育長をやって、非常にまあこういう問題については苦労されております教育委員長です。ほんまに教育委員会の内部の会でも、お互いに協調し合いながら、議論し合いながら、年次計画の中に強力に学校現場に指導できるような事業計画も組み入れてもらいたいなど、まあこういう思いが致します。

いつきもこれ油断したら、まあ大変なことになりますんでね。まあそこらあたりを加味して、教育委員長の姿勢、教育委員会の事業計画が、学校、先生、指導要綱の中にどれだけ正確に組み入れてもらえるのかな。

教育委員長の答弁をお願い致します。

議長（小永正裕君）

教育委員長。

教育委員長（生駒 進君）

村越議員の質問にお答え致します。

村越議員も長らくの間議員をやらさっています。私も随分長らくお世話になっています。まだまだ力は至りませんが、学校に対しても、先生に対しても、人権教育その他については十分とはいかんでも、もう本当に先生方とも話し合い、委員会とも話し合い、強力に進めてきているつもりです。

これからも先生方と話し合い、また、差別のない人権教育、一生懸命頑張っていきたいと思います。今後もよろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

ほんとにこの、まあ担当はこの、いうたら人権教育、まあ同和問題に対する、携わる直接の町民の窓口はね、非常に苦労しようということは僕よう分かるんですわ。その苦労はね、ほか以上、錢、金じゃない精神的なね。非常にこう苦労しておるということが、もう何十年の間に僕もいうたら経験しておりますし。

困ったら、これまあ副町長も、いうたら長年事業に携わって公務員としておるわけですから。まあそういう形で内部の、いうたら協力体制をいかにどう取り付けるか。まあそういうことを十分協議しながら職員の協力方をね仰いでもらいたい。決して自分一人で解決する問題やないし、自分一人としてじゃなくて、やっぱあ管理職、また職員一丸となって協力してもらえるような、やっぱあ内部の話し合いも僕は必要ではないかな、まあこういう気が致します。

それを一番勇気付けるがは、まあ町長ですので。まあそういうことを加味して、私も、いうたらこの問題に長年携わった経験がございますので、これからも死ぬるまでこういうことはまあ言い続けないかんと、まあこういう考え方で議会にまあ立たせていただいておりますので、非常に難しい問題でございます。それでも勇気を持ってね、やっぱあ地域の人も勇気を持って、皆さんと対話の議論のできるような、地区の方らと話し合いする場所をもやっぱ行政が先導して、設定したり、計画したりしていただきたいなと。ただ仕事をさすだけじゃなくて、やっぱ我々も力となって協力していける態勢を地元として取り組んでいかないかんと、こういうまあ考えでありますので、まあ最後になりましたけれども、町長の勇気ある答弁をひとつよろしくお願ひ致します。

以上。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

最後のご質問にお答えを致します。

部落差別をはじめとする人権の問題につきましては、特に先ほど出来ました差別事件等については人権侵害があったということで、その解消についてはですね、これは解消しなければならない、また、みんなと話し合ってどうこうという次元の話ではなくて、法に基づいてですね、行政としてはその解消を図らなければならない責務であるというふうに認識しておりますし、そういった意味であらゆる差別に対して解消を図るよう、前進をしていきたいというふうに思っております。

（村越議員より「はい、終わります。ありがとうございます」との発言あり）

議長（小永正裕君）

これで村越比佐夫君の一般質問を終わります。

次の質問者、竹下英佐雄君。

16番（竹下英佐雄君）

今議会における、私の一般質問を行います。

まず財政運営についてお尋ねを致しますが、現在、今の行政内容、財政運営の内容を私なりに評価を致しますと、大変いろんな大型公共投資がいろいろ計画をされておる傍ら、町民の生活がそのままおざりにされている。もっと町民の暮らしに軸足を据えた行政施策というものをやはり実行してほしい。そういうふうに考え

ております。

2点目は、一般会計のいろんな財政運営について、数字の置き換えによる財政運営でなく、一つ一つの事業の取捨選択を厳しく行い、余分な投資や投資効果の低い事業などを見直して改善を図るべきでないのか。

非常にまあ無駄遣いが目に付くわけですが、もう少し、非常に限られた少ない財源の中で運営をされているわけですが、その中でいろいろまあ事業の大型化いう形で財政がどんどんどんどん膨れ上がっておるよう思うわけです。まあ例えば、今度の9月補正で示された予算の総額、これがまあ93兆円多くまあ超える額ですが、こうした中でまあ町債、これが今回の場合15億5,360万、これがまあ示されているわけです。

これまでの公債費の率でいきますと13.6パーセント、前年度も大体それくらいで、今度の予算も13.6パーセントくらいだという、まああんまりこの比率は変わってないということありますけれども、前年度の予算規模と今年度の予算規模とでは、かなりの予算が増大を、膨れ上がってきている。まあ75億くらいの予算規模の中では、大体13.6パーセントくらいあったものが、今度93億になっても、その同じ13.6パーセントだから、大体健全な財政運営がされているだろうという、まあそういう執行部の考えですが。

しかし、この93億というのは来年度はどうなるのか、予算規模がね。来年度もこの推移で93億からそれ以上に財政規模は膨らんでいくのかどうか。そのことを考えると、こんにちの経済状況の中では、まああまり明るい見通しはないんじゃないかな。確かに政権交代ということで、自民から民主党に移行して代わりましたけれど、しかし、財政の抱えている国の財政の状況というのは同じことなんです。世界の経済が、今非常にこう落ち込んでいる。そして国の財政規模も大幅な赤字国債の発行によって、これまで地方の自治体の財政を辛うじて支えてきている、そういう状況の中で、まあ赤字国債の状況の中でですね、当来年度の予算、この黒潮町の財政状況を考えた場合に、地元での自主財源の伸びというのはそんなに見込めるというわけではないんです。ますます、仕事がないとかいろいろな形で所得が落ち込んでいる。税収はどんどんどんどん、これも下がってくるだろうと思う。そういう自主財源がどんどん落ち込んでくる中で、国からの補助金等に依存をしているけれども、これがそのまま来年度も同じ形で、去年度から今年度へ膨らんできたように、来年度また膨らむという方向はないと思う。そうすると来年度は、今年の93億の事業費、総予算から落ち込んできた場合に、13.6パーセントのこの公債費は一挙に膨らんでくる。まあ今年度の、この公債費の国に返す分が約13億ですね。そして、今年度の補正予算で組んだ地方債が15億5,360万円。少なくとも2億5,300万ですか、くらい、この地方債が前年との比較でこう膨らんだ形になっているんですね。

そういう財政運営の中で、今心配されるのは、そういう借金財源がどんどんどんどん膨らむような状況の中で、今非常にあれもこれもあれもこれもという形で、この大きな事業費がめじろ押しに膨らんできてるんです。来年度は、まあ、まだこの庁舎の移転問題も、後でまたこれも質問をしたいと思いますが、庁舎の移転位置から含めて、三浦小学校の建て替えの問題、あるいは耐震補強の問題、まあ消防屯所の建て替え、そういう大型事業がどんどんどんどん出てきておる。そしてさらに今年度の補正では1億3,700万という、まあ、まちづくり交付金の、まあこれも縛越明許です。事業内容の中では、もう既に事業を発注しながらも用地買収が思うようにいかないというようなことがあって、これをまあ来年度に縛越明許にするいうような事態も起こってるんです。少なくともこの事業は、そらやったに越したことはないけれども、今の大分町のこの財政実情の中でね、こういった、これもやらないかんあれもやらないかん、これもやらないかんいうて、どんどんどんどん手を広げさがして、そして来年、再来年度になってくると、まあ非常に財政運営が厳しくなるということになるんじゃないのか。

その点をやっぱりきちっとやね、まあこの財政、先ほども申し上げましたうように、数字の置き換えによって予算編成をするのでなく、一つ一つの事業費を置く。取捨選択の目を厳しくして、そして今年度はこれとこ

れとはまあやるけれども、財政の規模はもう、これはこの程度で抑えよう。抑え込む姿勢がないとやね、これ大変なことになります。そうでしょう。私、一議員だから、財政の状況というのはどういう状況になってくるのかちょっと分かりませんけれども、判断つきませんけれども、少なくともそういう健全財政の運営という基本理念の上に立って事業計画というものを立てるべきじゃないのか。事業が先に立って、後から財政の規模を考える。そりゃあ借金に依存した形だから、借金どんどんどんどん積み上げていけば、幾らでも、100 億でも 200 億でも一般会計は組めるだろうと思います。けれども、今言うふうに財政運営をきちっと、基本的にはこればあの規模でこれだけの事業をするんだという、いわゆるそこらあたりの考え方というものをやっぱり明確にする必要があると思う。

3 点目は水産商工の貸付金制度の見直しです。

これはいつも言うけれども、違法でないからというて、この条例を違法でないから、この損失補てんはこれは別に間違いないんだと、この条例には間違いないんだというけれども、これ明らかに違法なんですよ。債務保証の制度ですから、銀行と契約を結んだ。その制度が、債務保証という文言がその条文の中に含まれてないから、これは違法ではありません、損失補てんは違法ではありません、ということなんです。そんなね、ごまかしはそう通りません。これは、はっきり言って。

だから、これはやっぱり見直しをして、きちっともっと整理すべきや。銀行が貸出しして、銀行が回収をするのが当たり前だ。だから、この制度の見直し、まあ貸付金制度はあっても、いわゆるその損失補てんするという債務保証はね、保証の条項は改善をすべきやいう考えですが、これどうですか。

もう 1 つ。4 点目の議員研修。これ、議会がもっとしっかりしなきゃならない。自分が研修に行き、いろいろなとこへ行きたいから、この研修費は置いちゃってもらいたい。今、そういう時代じゃない。今、住民のために少しでも、町民の暮らしを支えるための財源を確保しなきゃならん。自分が研修に行きたいから、自分たちが。だから、この研修費はどうしてもこういう形で一般会計に残してほしいという状況はね、これ議員の考えることじゃない。執行部は思い切ってこれ、議員のね研修費は削りなさい、はっきり言って。

5 点目は、副町長二人制。まあ合併をした後ですから、今度どういう形でこれが 1 つのものに整理されるのか、そういうことは分かりませんけれども。やはり 2 人の副町長が必要なのか、どうしても置かなければならぬのか。少のうても、わずか人口 1 万 3,000 人くらいでしょう。この中にね、副町長を 2 人置かないというようなことはないと思う。そういうことで、ひとつ、まあ二人制の問題をどうするのか、そのまま存続するのか。

それから、課の統廃合による機構改革を。これもまあ、この最近になって、まあ合併もありましたけれども、今の課のこれ数といったらもうかなり増えたでしょう。もっとこう課を減して、統廃合をして、そして 2 つの課を 1 つにまとめて、1 つの課で課長補佐、担当課長、係長というような形でね統廃合をやっても十分、このうちの行政の運営はできるんだ、ように私は思います。その点、まあ機構改革の問題についても、ひとつこれも役場内のためではなく、町住民のために少しでも財源の節約という観点から、それもやるべきだと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

竹下議員の、財政運営についてのご質問にお答えをします。

まず、1 番、2 番でございますが、財政運営の要となる考え方の部分であろうかと思いますので、まとめて答えさせていただきます。

まず、1つお断りをしたいのは、このたび70億円クラスのですね事業予算規模から、92億円というようなことになったということでございますが、まあその前に、おととし70くらいから始まってですね、80何億というような時代もございました。今回の場合は、いわゆる経済危機対策、地域活性化事業交付金等々のですね、いわゆる経済対策のための事業をやるということで、その多くはですね、その補助残の交付金で賄えるというような内容ですので、まあ、ある意味特別というふうにお考えもいただきたいと思います。

ただ、私どもの考えとしてはですね、当初合併時の70億円、あるいは72億円程度の予算規模でいきたいというふうな思いには変わりはございません。しかしながら、今言ったような問題。それから来年度予算を考えてみると、どうしても学校の建て替え等々、命にかかる問題ですので急がれるということで、一定の年次にわたるバランスというようなものがですねなかなか取りぬくいということで、来年度、再来年度あたりはですね、そういった意味で予算規模が大きくなるということは考えられます。

しかしながら、そのひとつの目安であります財政健全化のいろんな数値でございますが、特に実質公債比率等についてはですね、極力抑えていくような見通しの下に事業をやっていくということを考えておりますし、また、そのように進めておるつもりでございます。

まあ、そういうことが1つベースにあってですね、それぞれの事業を見直すというご質問でございますが、まさに我々取り組むべきはそこでございまして、合併後もともと継続しておった事業でなかなかやめられないもの、ちょっとこの事業については今の財政状況からいうと過分じゃないかと思われるような内容のものもですね、それなりの事情があって簡単にはやめられないといったものもございます。そして、先ほど言いましたように、どうしても緊急にやらなければならぬというような事業もございます。

まあ、そういった中ですけども、一つ一つの事業をきちんと見直していくということのためにですね、現在、政策事務事業評価システムというのを実行しておるわけとして、黒潮町振興計画の基本構想、あるいは基本計画を、振興計画実施調査委員会の各部局でですね審議をしているところです。まあこれによって、あらゆる分野のそれぞれの事業を部会ということで5部会、18名を5部会に分かれまして、特別委員2名で構成されており、所管課で評価した各種事業を部会ごとに評価を行っておるところです。9月末までに、この事業評価の内容の答申を受ける予定になっておりまして、今後、政策事務事業の計画および来年度の当初予算に反映させていく計画となっております。

まあここでひとつ注目したいのは、ただ漠然とですね、この事業はこういったことでちょっと今据え置くかというような話をするのと違います、こういった手続きを経てですね、事業のその効果等々についてきちんとバックデータを持ってですね臨むわけですから、これによってそういった事業の取扱いというものができるんじゃないかなというふうに思っております。

次に、まあ2番目ですね、数字の据え置きうんぬんについてはということでございますが、まあそのへんは財政シミュレーションですね今作っておりますので、12月議会あたりにはですね、それを皆さんにお示ししたいというふうに思っております。

次に3番目の、水産商工の貸付金制度の見直しと改善についてでございますが、これは19年の6月にも議会で質問をされた内容であろうかと思います。まあ本制度につきましては、カツオ一本釣り漁業者、商工業者が運転資金に充てる資金として長年にわたり利用されております。私自身も、まあ旧佐賀ですね、この制度が利用されておって、それを黒潮町に引き継いでという段階で、少し疑問を持ったりも致しました。という疑問の1つですね、まあ1回経営が厳しい状況の中でこの資金を利用して経営が何とか安定すればですね、まあそれで終わるというわけでございますけども。そういうふうにも想像しておりますけども、事実上、借りたものを返したらすぐまた借りるというふうな連続の状況になっておりまして、まあ、いわゆるもう運転資金と

いうことであります。そういう点に若干の疑問も持ったわけですが、まあ現在大変社会情勢、経済状況厳しい中ですね、この制度のおかげで何とか頑張っておられる漁業者、商工業者という方おられるわけで、これを直ちにですね廃止するということにはならないということは、前回の答弁でも申し上げたとおりです。

まあそんへん、少し今までの経過等を申し上げますと、昭和 54 年に旧佐賀町の町内の小規模企業の育成を図るために制度化したもので、水産業経営資金については平成 11 年 12 月、佐賀町漁業協同組合および佐賀町大型船主組合から要望が出されて、大型カツオ一本釣り漁業において価格の低迷、燃料の価格の高騰により資金繰りが大変厳しくなったという状況の中で、金融機関とも調整の上、平成 12 年に制度化されたものです。

その後、先ほど申し上げましたように、商工業者、あるいは漁業者の皆さんがある都度この資金を利用して経営につないできたものです。なお、同様の制度として、カツオ、マグロ漁業に対しては県漁業信用基金協会が、高知銀行、幡多信用金庫を窓口に貸し付けをしておる資金も、県漁業信用基金協会が債務保証をした形であるわけでございます。

融資制度の利用状況は、21 年 7 月末現在で水産業経営資金が 4 件、貸付残高 1,582 万円、商工業経営資金は 7 件、貸付残高 782 万 7,000 円となっておりまして、大事な資金として運転に利用されておるという状況です。

まあ、結論から先に申し上げますと、債務保証あるいは損失補償というようなことでですね疑問はありますけども、これが黒潮町の産業あるいは事業者ですね、ほんとに支えになっておるという現実からしまして、今すぐ見直すうんぬんということは考えておりません。ただ、この町が債務を肩代わりするという結果に陥らないためのですね方策と致しまして、貸し付けの、まあ保証人に対する、連帯保証に対する取り扱い等々、大変厳しく取り扱っておるつもりでございます。まあしかしながらそのへんもですね、あまり厳しい取り扱いになると今度ら利用しぬくくなるということで、せっかくの制度資金が意味を成さんということにもなりますので、いろんなジレンマはありますけどもご理解を賜りたいと思います。

次に、年に一度の議員研修による研修費補助削減を求めるということですが、私もかつて議員であったときに、この資金で視察を行ったということは当然あったわけですけども、議員が自ら積み立てた部分等々もあつたんじゃなかったかなと、はっきりしませんけどそういう記憶もあるわけですが。まあいざれにしましてもですね、結論を申しますと、まあ執行部の方でこの予算に対してですね、執行部の方で切れという話でございましたけども、議員さんがですね、それなりの勉強のための視察ということで、また各年度視察を行った内容も見させていただいておりますけども、極めてまじめにですね、失礼ではございますが、ちゃんとそういった目的で行かれておるという状況もございますので、当方でその、切れますということは言えません。

それから、副町長の二人制の見直しと、課の統廃合による機構改革の件ですが、現在、平成 22 年度 4 月からの執行体制の組織機構の改革ということでですね、まあ 4 年目の一区切りということでございますので、これですべてがおしまいというわけではないんですけども、一定の大きな区切りとしてその体制づくりを黒潮町行政組織機構改革検討委員会で検討をしておるところでございます。

この、副町長二人制につきましては、法的にですね 22 年度から 1 人にしますというふうに決めたものではないです。ないですが、合併協議会の議論の内容、あるいはその後のですね他市町村の状況等々、どの角度から考えましても、これは 4 年間の暫定的な期間の処置というふうに一般的に考えれるんじゃないかなと思っておりますし、私自身これは、22 年からは任期満了後は副町長は 1 人でというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

まあ財政運営、まず1番目の回答はまあなかったわけですが、まあ、かなりのこの大掛かりないろんな公共投資はこれから計画の中にある。合併当初のシミュレーションでは72億。それからまあそれが、合併後の見直しで75億。そして今の段階で、その75億に対して93億3,765万という、まあこの9月補正の財政のこの予算規模の伸びというのは約15億ですかね、15億も膨らんできてる。確かに、いろいろな国の施策での経済活性化という名目で、いろんな給付金とかいろんな制度が入ってきましたけれども、まあそれらも含めて15億の中にはそんなに、これが全部そういう財源でなくて、起債そのものが伸びてきてるんですね。

今度の、まあ補正予算でも財政のこの起債の伸びが2億円という形、それから今度その何ですか、ケーブルテレビの問題にしても、これもかなり、2億余りの事業費になる。そうして、どんどんどんどんその財政規模がこう膨らんできよる中で、まあ良質起債やということでああ交付金で還元をされるから、良質起債で借りても、あまりそんなに問題にはならないんじゃないかという印象を、錯覚を起こしやすい。しかし、良質起債でああ交付金で還元を受けるにしても、その基準財政需要額のこの基準が削られてきた場合に、どんどんどんどん落ち込んできた場合に他の補助金とも併せて、それぞれの制度の中で補助金もこう削られてきた中で、今度はいやが上にも、今のこの財政規模を縮小しきやならない状況が出てくるんじゃないかな。

ちなみにそのことに対して、来年度の予算見積は一体どうなります。これで、それぞれ課長会議とかいろいろな会の中で一応協議はされていると思うんです。来年度の、22年度の財政規模はどうなります。まずそれが出てこんといかん。だからそれに対して、かなりいろいろな予測される問題が、このケーブルテレビの問題についてもかなりまだいろいろ起債で、この地方債が来年度も膨らむわけです。だから、その来年度の予算規模がどうなるのか、やはり93億以上に超えて財政が膨らむ見通しがあるのか、来年度の自主財源の見通しはどうなります。

そちらの問題をね、きっちと把握されていないと、ただ箱物の事業、ケーブルテレビとかいろんな形での大きな事業ばかりがこう並べ立てられて、そのために、これだけ金が要る、これだけ金が要る、これはこれで町債でやればいいんだろうという、そういう形の中ではね、将来いわゆるこの財政問題において支障が出てくるじゃないかと思われます。その点を非常にこう心配しておりますので、明確にご答弁をお願いしたい。

それから水産商工の貸付金制度。これは、この制度を全部なくせということじゃないんです。貸付金制度は置いて、今の現状のままで使われても結構ですよ、運営されても。ただ、条項として示されている中に、いわゆる銀行に対して損失が出た場合は町がこれを補てんをしましょうというのは、これは債務保証なんです。債務保証、ね。だからこの条項については、あくまでも銀行との契約をこれを廃止にして、今までの貸付制度は今までどおりの運用をしても別に支障はないじゃないですか。その点を、今までどおりやってきたわけですから、もし損失が出て、町が、いわゆるその損失のために大きな負担を町民にかぶせなきゃならんという問題が起きたときにそれを、そういう内容についてきっちと責任が取れるような方向をはっきり明確にしておく必要がある。その点。

それから、副町長の問題はまあ一応、一人制に改めると。

それから、課の統合についても、やっぱりこれ見直して簡素化をするつもりで用意があるというふうに受け取ってもよろしいですか。再度お尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

それでは、再質問にお答えを致します。

財源の、あるいは実質公債比率の問題ですが、確かに大型事業がひしめいております。その1つでもですね

先に延ばせるものなら、あるいは何とか我慢ができるものならというふうに思わないことはないわけですが、どれもですね大変重要な案件ばかりでございまして、一定の町民の皆さんにご心配も、また辛抱もしていただきながら、何とかこの急場を乗り切っていきたいと、そんな思いで来年度以降の予算編成も想定をしております。まあ内容につきましては、12月にですね最新の財政シミュレーションを皆さんにお示しして、ご説明もさしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひを致します。まあそれと自主財源につきましては、ますます厳しいというふうに思っております。

それから、水産商工経営資金の件ですが、まあ経過を申し上げましたけども、今、大方地域にも拡充という形でですねしておりますけども、大方地域からの申し込みは今のところないわけですが、事実上、債務保証あるいは損失補てんといろいろな考え方もあるわけですが、私もそれなりに疑問を持って臨んできたわけですけども、まあ今の取り扱いを直ちに廃止するということはしないというふうに明言しております。そして同時にですね、連帯保証人等、大変厳しい内容にもしておりますので、今の内容で推移する限りですね、すぐに町がその債務を保証しなければならないというような状況にはならないんではないかというふうに思っております。

それから最後に、まあ副町長一人制の考え方については申し上げました。課の統合についてでございますが、先ほど答弁の中で、その作業を進めておりますが、一遍にはいかないというふうに申し上げました。まあ本来、昔からの1つの町でしたら、1つの町に役所が1つあってですね、そこに一連の組織が、一本としたものがあるというのがまああれですが、我々の場合はこうして合併をしたわけですので、お互いの町に配慮をしながらですね、また、その旧町の産業等々をより機能的に振興さすということも配慮をしながらですね、またお互いの町にある施設の有効利用、いろんな面から考えてですね、一定の考え方をしなければならないというふうに思っておりますので、何もかも早急に、一本にということにはならないというふうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあ第1の質問については、まあなかなかまだ検討をされていないんじゃないかというふうに受け止めます。まあ来年度の予算規模、これはあまり見通しが立たない状況にあると思います。

それから数字の、まあ財政運営という形の中で、まあそういう形の予算事業に対しても、まあたびたびこれまで問題のある事業内容について、かなりこうその問題点を指摘して改善を求めるけれども、これもう改革をせずにそのまま事業を執行した。それが今度の補正予算では、いわゆる繰越明許の1億3,700万になって、結局まだ事業発注をしながらも、まあこれが、まあ用地取得等で手詰まりになって今、なかなかあんまり進まないという現状もあるし、これ、仮にきれいにやれたとしても後に残る問題が、26戸の宅地が処分できるかということについてもですね、ちょっと疑問が残ります。

まあそういうことで、まあいろいろ問題点を指摘しましたが、やっぱり見直しは見直しできちっとやっぱりしていくべきや。このことがないと、実際にこれから黒潮町のまあ困難な状況というのを乗り切っていくことはできない。

次に入りますけれども、産業振興。

（議長より「竹下君、1問目はもう以上で終わりですか」との発言あり）

ええ、もう1問目はこれでおきます。もう何遍質問しても一緒やろうと思いますので。

議長（小永正裕君）

それではですね、この際、15時20分まで休憩致します。

休憩 15時 09分

再開 15時 20分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

竹下英佐雄君。

16番（竹下英佐雄君）

2点目の、産業振興推進総合支援事業についてお尋ねを致します。

まあ、さしつけ工房とかっこして、運営母体についてということですが、この、さしつけ工房というのはどこにあるのか。所在地、そしてその代表はどなたですか。

2点目の2番目の、特産品開発はどこがするのか。これもまあいろいろ、今この産業振興の推進のためにいろいろ、産業振興課でいろいろ事業の計画が出されておりますけれども。具体的にこの特産品開発をどなたがするのか、どこがやるのか。

それから3つ目は、各事業団体の役割販売ビジネス。これはどんな形で行われるとしているのか。

4番、産業福祉庭先集荷出荷目標の策定では、まあそれぞれ金額が示されております。まあ、これについて、その出荷目標の、まあ収入に当たるこの数字の内容というのは、はっきり見通しを持って算定をされているのかどうか。

それから5番目、委託業務。これはどこに委託をしようとしているのか。

以上について簡単に質問を致します。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田二君）

それでは竹下議員の一般質問についてですね、通告書の順にお答えさせていただきます。

まず1問目ですね、運営母体について。さしつけ工房についてですけれども、この拠点施設のまあ実体がどこにあるのかということですけれども、この運営母体についてはですね、特産品協議会がですね将来法人化に向けて取り組んでいきますので、その中の運営基盤を構築していくものであります。でありますから、この、さしつけ工房についてはですね、施設としての仮称でありまして、今の段階でですね、さしつけ工房というものの実態が現在あるわけではありません。

それから2問目ですね、特産品開発をどこがするのかについてですけれども、特産品開発推進協議会が主体になりますと、コンサルタントへのですね委託やですね、町、県の支援、または関係団体のですね連携によってですね、商品開発に取り組むことになっております。

それから3問目ですね、各事業団体の役割販売ビジネスについてはですね、まず商工会ですけれども、商工会についてはですね、計画作りの分野が今年もありますので、そのときにですね特に協力をお願いすることになります。

それから農協、漁協ですけれども、この分野についてはですね、原料についての情報やですね、開発に向けての関連する加工原料のですね供給の協力をもらいたいというふうに考えております。

それから4番目ですね、産業福祉庭先集荷出荷目標の策定ですけれども、当補助事業を利用してですね、必要経費などの算定、また、当該地域での利用頻度などについてですね試験を行うものであります、今後運営

についてですね経営が成り立つものなのか、あるいは、この事業はですね福祉面を大いに含んでおりますので、高齢者等のですね福祉的対策において取り扱いをするのか、この事業においてですね見極めて対応を協議する考えです。算定に当たってはですね、現在行われています高知県自治研究センターのデータをですね基に、1人当たりの出荷額をですね算定したものであります、金額はあくまでですね出荷額であります、収益ではありません。

それから5問目ですけれども、委託業務についてはですね、特産品開発推進協議会事業計画策定委託業務。これについてはですね、当協議会の基本方針、販売戦略、販売戦術、利益創造計画などのですね、商品開発から販売計画の立案を専門のコンサルに委託するものです。

委託業者としてはですね、まだ契約などもしておりますので具体的には言えませんけれども、早急に決めたいと思っております。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあ内容的にはまだはっきり内容が、まあ今の答弁の中ではまだはっきりこう見えてこない。この産業振興推進総合支援事業というものの内容が、私にはなかなか理解されるような内容としてまだ分からぬ、見えてこない。で、さしつけ工房というのも、これもまだ仮の名前らしいですけれども、これも所在も何もない。まだ、まあ、今後こういうものをまあつくろうとしておるんでしょうが、ほとんどまあコンサルタントに委託をして、コンサルタントでまあやつてもらうというくらいの点しか分からないですが。

まあ2点目はこれで一応おきます。

3番目の庁舎の移転場所についてですが、この移転個所については、今、私も移転検討委員会に入っておりますが、かなりこれを決めるということは、かなりこう難しいと思う。

まず、役場を移転するのに、上川口とか有井川とかいう、かなり離れたとこへこれを移転をするという、まあそういう状況で出されておる。だから、まちづくりも一緒にそこへ持っていくのか。これ庁舎がなくなれば入野地区は、これは完全に寂れてしまいます。役場があって、その中心地が形成をされておるわけですから、これを上川口の方へ移転をすれば、当然、これはもう完全にこの入野地区は寂れる。ここへバイパスをつけるために庁舎を移転をしなきゃならない。その移転地区が、上川口とか、有井川とか、弘野団地とかいろいろ言われておるわけですけれども。

こうしたまあ内容について、私は大きなまあ疑問を持っておる。なぜこの庁舎を、そのバイパスのために移転をしなきゃならない。まずそういう、まあ考であります。従ってこの結論が、まあ24名くらいのまあ検討委員会、移転場所を決める検討委員会の中で決めておられるということですが、これ大体、この24人の検討委員会の中で、はっきりここがいいというような状況が示せる見通しがどうか。この点をまず1つ。

それから2点目は、バイパスによる補償内容。

私はここへ道路をつけるために、道路の幅員の土地がああたら建設省はええわけですから。そうするとかなり膨大な土地が余分にもう残るようになる。そして庁舎は、また新たに約5,000平米以上の用地買収をやって造成費を入れて、そしてこの庁舎の建築をするということになりますと、今ある、今のここへ建て替えるよりも何倍もの金が掛かるわけですよね。そういうふうに思われますが、これ全体の補償を建設省はします。してくれます。

まあ以前にも質問を致しましたけれども、このバイパスをつけるためにこの庁舎を移転することについて、

大体どの程度の補償費が出るのか以前にも質問をしたけれども、そのときにはまだ検討されてないようですので、今回になったわけです。

その点、この2つについてお尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

竹下議員の3番目、庁舎移転についてのですね1問目につきまして、まず私の方から答弁さしていただきまます。

庁舎移転建設検討委員会のことにつきましては、先の矢野議員の質問でも奥本副町長の方がですね詳しく述べましたので、その部分につきましては省かせていただきたいと思います。ご了承ください。

さて、竹下議員におかれましては、先ほどもありましたけれども、今年度4月からですね、庁舎移転建設検討委員会の委員として、まあ協議、検討していただいておりますので、委員会の様子は十分ご存じのことと思いますが、基本方針を定め、現在、町の提案を含め、まあ8カ所の候補地をですね選定して、鋭意まあ検討しているところでございます。

これらの候補地については、それぞれ一長一短がございますし、委員さんにもそれぞれの考え方をございます。また庁舎位置の問題は町民の大きな関心がありますし、今後のまちづくりなどにも影響する問題でございますので、慎重に検討、協議をしていただいているところでございます。従って、まあこういった状況の中で結論を出していかなければなりませんので、そう簡単にですね結論が出せる問題ではではないというふうに考えておりますけれども、まあいずれにしましてもですね、いつまでもこの問題をですね検討しておるわけにもいきませんので、まあできるだけ早く検討委員会の委員さんにですね答申を出していただきたいというふうには考えております。

そういうことでございますので、まあいましばらく時間がかかるかなというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは竹下議員の、バイパスによる補償内容はということについてお答えしたいと思います。

その前にですね、現在の作業状況を少し述べさせていただきたいというふうに思っております。

地元の多くの方の要望によりですね、昨年度事実上再着手致しました事業ですが、現在は早咲地区からですね調査を進めております。早咲地区では設計協議、用地調査を完了し、間もなく用地補償の説明と個人ごとの交渉に入っていくというふうに、まあ伺っております。また、それと併せてですね、浜の宮地区の設計協議などを行っております。町の方には、早咲地区の用地単価や補償内容についてもまだ知らされておりません。

ご質問の、庁舎を含めた地区をですね浜の宮地区として区分をしております。が、まだ設計協議も完了しておりませんので、従って、用地単価の補償内容等はまだ分かっておりません。今後順調に作業が進めば、本年度末か来年度早い段階にですね、まあ役場を含めない、役場から東になるわけですが、含まない、役場から東の部分についてはですね、用地調査に着手するというふうに伺っております。まあ従いましてその内容はですね、まだ明確になっておらないという状況にあります。

それからまあ全体を補償するかというところですが、基本的に国の方の買い上げはですね必要面積というふうに伺っております。これは民間の方の所もすべて一緒ですので、三角に残るとかいうふうな、面積とか形とかいうことでですね残地補償の部分も一部あるというふうに民間の部分は聞いておりますが、まあそのような

対応をしてですね補償が決まるという状況ですので、ご理解願いたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあ1点目の、移転個所についての検討委員会での審査については、今の8カ所を大体3カ所に執行部が絞って、それを、まあ検討委員会のその3カ所の内容でまあ検討をするというような、この前の会議ではそういう、検討委員会ではそうなった。しかし、まあどんな形でそれがこう決まるのか、非常に不安に思う。今、移転個所は、まあまちづくりの課長は、この今の現時点を考えておるようすけれども。

執行部の意向として、それを踏まえた検討がなされているのかどうか。そこらあたりが、まあ検討委員会と執行部の考え方といふところがあると思うんですね。執行部としてはどこを踏まえて考えておるのかいう点もお聞きを致します。

それからバイパスによる補償内容、必要面積を買うんだ。必要面積となると膨大な、これ結局、この現時点では建て替えは不可能じゃと私は思うんですよ。この今の庁舎の建ってる所の面積を、ここを外してほかの場所へ求めるということは、まずこの地域では無理だろう。そうすると、まあ今度どこになるのか分からんけれども、その個所に。弘野団地になるのか、どこか、まあそれぞれあるけれども、取り合い道路とかいろいろな形での道路の計画が必要になってきた。そうすると、これもう丸損ですね。この黒潮町の町民というのは。バイパスのためにこの庁舎をのけさせられて、その用地買収からこい含めて、造成費から含めて膨大な金が、また住民の負担でこれを建て替えをしなきゃならん。

その状況になることは、こら間違いないでしょう。ね。そんな大損をして、このバイパスを進めないかんのか。やめなさいよ、はっきり言って。これ町民の、いわゆる今、町民の置かれている生活状況というのは非常に苦しい状況で、何とかこの町民の暮らしを支えていくような、いわゆる福祉行政の対応とかいろんな形にして、まあかなりそれらにかかる財源が必要になる。しかしそんなことを目もくれずやね、このバイパスをつけるためにこの庁舎を全部取っ払って、余分にまた別個の土地を造成をし、そしてそこへ用地買収をし、造成をし、そこへこの移転した庁舎を新築をするという。そんなね大損を見越して、この事業を進めないかんの。

わしは当初から、この住環境の中へバイパスをつくということは、どんな道にしろ、歩道をつけろうがどうしようが危険な道路としては間違いないんだと。だから住環境の、いわゆる静かな住環境をそのまま残して、そして一番いい方法では、この迂回（うかい）路として住環境をよけた道をつけるべきやという、まあ主張をずっとやってきた。それを無視して、こんな大損なね、ばかげた事業をここへ推進をする。決して、この道路がついたからといって大方町の発展はない。はっきり言って。

どれだけの損失になるのか、もう一度お尋ねをします。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、再質問にお答えしたいと思います。

基本的にですね、竹下議員が言われるよう、まあ移転場所等が決まりまして、その用地の単価というふうなものも考えてですね全体を分かりましたら、それが一番ベターですけれども、現在の段階では移転場所もまあ分かっておらないと。従いまして、用地の面積等もまあ今、検討段階というところでですので、まあ事業費等分かっておらないというのが現状です。

また、補償内容もですね、先ほど答弁したとおりですので、どの程度要るものか分かりませんけれども、基本的にはですね、まあ現在の建物、この庁舎の建物よりかはどうしても広くなるであろうというふうに考えております。

それで、その新しい庁舎が、まあ面積は広くなりますけれども、国の方の補償と致しましては、この庁舎の再建築価格、プラス、まあプラスマイナス反対になるかもしれません、経年変化で減価償却なんかを考えられますので、その分はどうしても低くなるというふうな状況です。

まあそういう大枠の中で対応していきますので、その具体的数字が分かったらいいんですけども、現在の段階には分かっておりませんので、ぜひその点ご理解願いたいというふうに思います。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

竹下議員の再質問にお答えします。

執行部としてどこを考えているかということでございましたけれども、この件につきましてはですね、矢野議員の質問で副町長がお答えしましたけれども、まず1回目はですね、町として委員会に諮詢するのはいかがなものかということでですね、まず白紙で出さしていただきまして、第2回目の委員会の中で、町のまず考え方を示してほしいということでございましたので、町としてはですね、執行部としては役場周辺の3カ所をですね提案をさせていただいたというところでございまして、それに加えまして委員さんからあと5カ所提案がございましたので、現在8カ所で検討しておるという状況でございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあ基本的には、この、どうこううんぬんということが言われているけれども、私が問題にしておるのは、この役場を移転するためにどの程度の、その建設省からの補償内容というのがあるのか。

それから、今度次に用地買収をせないかん。用地面積をまあ約5,000平米ですか、それを5反歩の土地を構え、そして、まあ道路がなければ取り合い道路も建設をしなきゃならない。造成費も掛かる。かなりな、はした金じゃこの庁舎の移転というのはそう考えられん。相当な予算があるわけでしょう。ただ、その前もって、今、土地を用地買収にかかるとか何とかいうことの運動を皆さんやってきたんです。その運動だけ。ただバイパスがつければ、何かこの町の発展があるかのような印象を持って、ただバイパス、バイパス、といって進めてきておる。そんなことをしてね、一方ではそのための補償費がものすごい掛かるんですよ。

この補償内容と、新たにつくる内容との、建設をする場所とのこの開きが、ものすごい住民の負担になることは分かるでしょう。理解されるでしょう。そのことの検討をせんずくに、ただバイパスつければそれでいいんだということなんですか。バイパスははっきり言ってやめなさい、これは。これはみんなが賛成してくれますよ、こんな状態では。非常にばかばかしい計画でしょう。

私どもは以前このバイパスの計画が出たときに、山手ルートへ何とかつけてくれんか、その方がみんなが安心してまあ住環境を守れるという、その要望を皆さん無視してきた。そんな内容の中でね、この庁舎の移転というのは、これは考えられん、はっきり言って。許せないんです、これは。

こういった状況であれですか、この庁舎をなくして、どこへ行くか分かりませんが、芝の裏になるのか、早咲の丘になるのか、それが分かりませんけれども。それにしても多額の金が、出費が要るんですよ、事業費としては。今の所へ何とかこれを建て替えをするんだったら、まあ庁舎のこの改築だけで済むけれども、ね。恐

らく庁舎の立ち退きに対しても、減価償却からこい算用したら、ほんのわずかなもんでしょう。

そんなことをね、軽々にね皆さん計画を組んで、財政運営の問題も第1回目にしましたけれども、ただ、この町の財政の状況というものを、基礎というものをはっきりせずして、ただ、これにこれにという形でどんどんどんどん財政負担を膨らましていく。こんな形で健全な財政運営ができると思うたら大間違い、これはつきり言って。

再度お尋ねをしますが、まあこの補償内容は分からぬらしいですから、次の、ほいたらこの庁舎を移転する費用は一体どのくらいになりますか。これは計算されているだろうと思うんですが、どうですか、そこらあたり。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

竹下議員のご質問にお答えを致します。

庁舎移転の問題でございますが、まあバイパス、大方改良に伴う立ち退きといいますか、そういうことがあって庁舎を移転せざるを得ないということですが。

行政の行う事業につきましては、いつも感じるわけすけども、全く白紙でですね、すべてを新しくつくり出すということは非常にまれなわけとして、言い逃れ等々では決してありませんけども、この事業もですね何年か、もう10年ほどになりますが、前に始まって、曲折を経ながらですね、こんにちに至っておるということで、我々行政に携わる者は常にその時点ではですね、よりベターな方法を選びながらですね事業を進めていかなければならぬというふうに思っております。

まあ、位置の問題についても我々率直に、まあ旧佐賀町との住民の皆さんとのですね、まあ合併せつかくしたんだから、なるべくこう中心部に庁舎をというふうな思いも分からんではありませんし、いろんな考え方があるわけですけども、1つはですね、庁舎の周りにあるその福祉センター等々、今までの既存の施設等々の関連、あるいは駅の関連等々からいいまして、やはりこの近くにあるのが一番合理的じゃないかというふうに思うわけですけども、いかんせん津波の心配というのが非常に大きな心配として横たわっております。これに対しては、いろいろな工夫等によってですね、一定解消できなくはないとも思うわけですけども、おおかたの皆さんがですね大きな心配を抱いております。当然これも無視できません。そういったことで我々の考えは一定持つておるつもりですけども、委員会の方に委ねて議論をしておるということです。

それから、補償費の額とですね、まあどっかへ建てる場合の差額についてですが。ご指摘のようにちょっと中身は分かりにくいんですけども、まあ老朽化しておる状態から考えまして、一定そういうことは言えると思います。しかしながら、多少のお金は当然要るわけすけども、この庁舎もですね、今現在でもその耐震性に対してどんなか。これは恐らく、あまりいい点が付かない状況であろうと思ひますし、いずれ建て替えなければならないというようなこともあります。

それから、もう数十年経てるわけで時代も変わりまして、庁舎の在り方等もですね随分変わった状況があろうかと思います。そういうことに対応するための庁舎と、また、災害等に対応するための配置というようなこと、いろいろ考えましたら、そのお金がすべてですね無駄になるというふうには考えておりません。まあそのへんを、最初に申し上げましたように、今の置かれた状況の中よりベターな方法を皆さんとの協議で見いだしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで竹下英佐雄君の一般質問を終わります。

(竹下議員より「まあ、おきますが、また12月の議会に楽しみにやりましょう」との発言あり)

それでは次の質問者、畦地一弘君。

9番(畦地一弘君)

私は8番目でしたが、5番の人に迷惑を掛けて申し訳ないですが、5番の方はかなり燃えちやつたと思いますが、ほんまにすいません。

それでは、私の一般質問を行います。

まず、道路建設について伺います。

町道橘川線の橘川分岐から、町道橘川線を約130メートル入った所に落石があって、大きな石が落ちています。よく見ると山崩れ止めのコンクリートは打って、約10メートルくらい落石防止のための防護柵を造っています。山崩れ止めのブロックで工事をやっている所は10メートル30センチありますが、落石防止のための防護柵はやってはおりません。防護柵をやっていない所から落ちた石が、道路を越えて下の水路に落ちています。約250キロの石と、1トン弱くらいの落石があります。ほかにも落石があります。

私は、落石があって危ないので山に上がって見ると、数多くの今にも落ちてきそうな石がたくさんあります。今はイノシシが石をつつくので、あの石を見たら危険で下の道路は通ることはできません。このままでは、この道路は落石防止のための防護柵をやらなければ、危なくて通ることはできません。取りあえず今すぐに、山崩れ防止のための工事をやっている所が10メートル30センチありますが、ここに多くの落石があります。ここに落石防止のための防護柵を造るべきだと思いますが、町の姿勢を伺います。

最後に、まちづくり課長に、町道橘川線の落石のあった所を見せてありますが、落石のある山へ上がってみたか伺います。

それと私は、人間の命は何物にも代えることのできない大切な命と思うが、まちづくり課長はどのように思っているのか伺います。

次に、加持橘川線の峠の切り抜きが20メートル、加持寄りは幅2メーター80ありますが、沖の土が柔らかいのでざくざくで、荷を掛けたらつてしまふような土ですから、今、舗装を打っているので何とか持っているが、それと舗装の割れ目がありますので、大雨のときや台風のとき切り抜きから吹き出た水が流れ込んで、次第に肩下がりになっている。このままでは大雨台風のとき、荷を積んだトラックが通ると崩落するが、ここが通行止めになるので、本線の落石のある危険な所を通らなくてはなりません。わずか20メートルの舗装ですので、町としては割れ目の出ない、水のしゅまない丈夫な舗装ができるのではないかと思うが、町は20メートルの舗装をすべきと思うが、町の姿勢を伺います。

次に、田の口バイパスの。

(議長より「畦地議員、1番目だけにして答弁もらいます」との発言あり)

はい。

(議長より「田の口のがは別の質問にしてください」との発言あり)

ほいたら、これは別かえ。

(議長より「はい」との発言あり)

よっしゃ。

議長(小永正裕君)

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長(松田博和君)

それでは、畦地議員の一般質問1番の道路建設についてのご質問にお答えしたいと思っております。

畦地議員にはいつもですね、事業の推進のご質問で自分たちも勇気付けられておりますので、今後ともご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

それではまず落石防止の設置ということですが、町のですね中山間地域にはですね、今ご質問にあったような道路の状況がほんとに数多くあります、その対策にですね、担当、自分たちもほんとに苦慮をしておるのか現実でございます。より高い安全施設のためにですね、ご要望には何とかお応えしたいというふうには思っておりますけれども、現状の状況から考えますと、なかなかピンポイントのことにはですね早急な対応はできないというふうに考えております。

質問の中にもありましたけれども、山に上がって見たかというようなことでしたが、畦地議員と現場で確認したときに、まあ下の方から見ただけで、私は上がっておりません。まあ下から見るにおいてもですね、少し石が見えていたなというふうな思いを今持っております。

それから、人間の命は何物にも代え難いというところでしたけれども、私も畦地議員と同じような思いでおります。

次に、町道加持橋川線の舗装の件でございますが、この問題は前、議会ご質問がありまして、基本的には答弁は同じになりますけれども、まあ町道の維持管理につきましてはですね、町全体の道路管理の中でですね管理させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

いつの答弁でも、道路がふといことあるけん、その中からという答弁じゃけんど、わしゃあここで一言言わないかんことは、言いたいこたないけん。

今まで、この、わし町会議員なってから、この加持橋川線の、前、失対小屋があったとこから60メートル加持寄りの所へ、ここへちょっと雨が降ったら滝があるが、この滝へ上から土が来て、大水が出て、そのときに町の建設課の方で取ってもらううちゅう。ものすごい土が落ちてきて、ここの産業課長が大将になって力いっぱいの仕事して、よいよ氣の毒なかつた。よいよわしら骨が折れたぜいうて、みんなが言うたが。よいよ氣の毒なかつたあれは。いっぱい土が来ちよつた。そうして、それを見て、全部取ってもらうたぜ。産業課長ら、疲れた疲れたいうて言うたが、わしゃほんまに気の毒なかつた。

ほんで、それを見たところが、取ってしもうた所は鮮やかに取ってくれちらあえ。取ってもらうた所を見たところが、ガマになつちよつたそこが。そのガマになつちよつたとこを、わしは議会に出して頼んだがよ。ほいたところがなかなか、そのときの建設課長は渋かって、ええ答弁もらわらつたが。そのときに町長が、わしがやっちゃんいうてやってくれたがね。あれだけ町長がやってくれたが、あこきれいにやつてもろうたぜ。その代わりね、縁の下の力持ちみたいな仕事でね、わしらとしたら誰ん見たち、橋川のどこへやつちよつぜよいうて、橋川の中ではそういう人もおつた。ほんまの縁の下の力持ちやけんどね、物事の例えで、大きな船でも小さな穴から沈むもんじや。そういう形式やけん、ありや。縁の下の力持ち。そこのね、そこを直してから今あんなんなつたがね。あの仕事は大きな仕事をやってくれたばあな値打ちがあるぜ。それをやってくれた者は町長がやってくれたぜ、わしがやるいうて。そればあじやないぜ、そればあじやない。

馬荷線で災害のふといがが出て、そこでね、あこへ15メートル余り危険なとこがあつとうえ。それをまた議会で、わし、建設課長に質問した。そのときに建設課長は渋かつたぜ。何ともならざつた。ほいたところが町

長に聞いたら町長が、わしんやつちやるいうて、それでやってれたぜそれも。今、見てみた。ちょっとのその、それもちょっとのもの。

縁の下の力持ちで大船がね沈むけん、こんまい穴が開いたら沈むと。もうそんなようなもんじゃつとうえ。わしと一緒にや、これだけのことやってもうたら大手柄や。わしやあ普通の大きな仕事やってもうて喜ぶような人間じやないぜ。そんな仕事で上等やけん、やってくれたら。

ほんでね、町長はそのときに、この人が立候補したときは、わしも知つちよるが。みんなあ知つちよるがね。この人が、金子町長がね、わしやあもう辞めるけんというあいさつをした。そいたら、この町長がね、わしが今からやるいうて、いうたら、わしん隣へ金子町長が座りよったがね、飛び上がったぜ、あの町長。そればあね、きおうてやりよった町長がね、この前の、今の建設課長に代わってから、からっと変わったぜ。建設課長がどればあ偉いやら知らんけんど、こういうところでね、それほど変わることはないと思うが。町長は変わつたぜ、あれから。

ほりやあ、町長は今の、課長らの手当ていうたらね、相当なもんぜ。今らあ、この前、麻生さんが言いよつたやいかえ、総理大臣が。総理大臣が、公務員はこじyanと使いいうて、こういうこと言いよつたやいかえ。ほんでね、公務員は使わないかんが。それが当たり前。今ら、ぜいたくのし放題じやもの。

ほんでね、わしん言うがは無理は言いようがじやないが。あれくらいなね工事をやつたらね、あればあな工事やつたら、わずか 20 メートルやけん、やらないかなあえ。

ほいて町長はこの前の衆議院の応援演説で、そらみんなん聞いちよると思うぜ。代議士はよう仕事をするいうて、こじyanとよう仕事をする、ぜひとも一票をという応援演説しよつたやいかえ。そういうことを言うたらね、予算は必ず取つてきておると思うぜ。必ず取つてきておると思う。

ほんでね、あれくらいなわずか 20 メートルの、20 メートルの舗装を丈夫にやって、半分でもかまんけんね、20 メートルの半分。あの 20 メートルの長さがね、2 メーター 80 やけん。それの半分の長さでかまん。そればあなことができんいうたら、わしやあ課長も町長も情けないとと思わあえ。そればあなたこのやりくりができるつようなことじやあ、わしやあ情けない。

前の、あの馬荷橋川線と、それから加持橋川線のあの仕事をやつたときの気負いばあにね、わしやあなたつもらわなかんと思う。これが先鋒（せんぱう）になって、町の指導者のトップじやろがえ。ほんでね、この人がね、これくらいにやるがが本当ぜ。それが課長に遠慮して、湊川のこの前、上山線やつてくれたやいかえ。あのときに課長がやらん言うたら、前の課長はやるいうて、それを課長がやらん言うたら、わしが止めたがじやいうてかばいよつたやいかえ。そんな腰の弱いようなことじやあ頼りないぜ。

ほんでのう、わしはのう、この湊川の上山線はのう、これはもう 40 年も 50 年もやつちよららつたが。周りは、あこの湊川線の轟のとこまではきれいな舗装したええ道路がついちよるやいかえ。それから向こうも、きれいな舗装したもんがついちよるじやいかえ。ままこしたように、その足川の上山線はついちよらんがやけん。ずうつといちよらんがぜ。それが、足川から町会議員が出た。これは 40 年ばあ前じや。それから今度、口の奥湊川から町会議員が出た。これもやらん。それから、向こうからも町会議員が出た。これもやらん。みんなやらんけん、ままこみたいになつちよるけん、わしん頼まれて、わしやあ言うたがじやつたがね、それを見事にやってくれたやいか、お宅ら。それはね当然なこと、今言うてもじや。耕運機でも後からのもんじやつたらええもんが出てるじやいかえ、車でも何でもそう。

あの今の湊川の、そこの口から呂木橋までの道路を見てみた。高速道路みたいな道路ついちよやいかえ。あれは、廃校になつたら国からの援助が出るけん、ああいう道路がつくと。わしもそれ聞いちよるがよえ。ほんで今度ら、ガクエンまでつくという話をわしは聞いちよるが、つかんなあ分からせんけんど。そうしてやつ

てしようたら、ちょうどその上山線に釣り合いがちょうど取れるばあのもんになるけん。決して過ぎた、橘川の道路は絶対やられんつような、そんなもんじやないと思う。

ほんで、あこの峠の切り抜きのこちらのわずか 20 メートルくらいなこの道路は、これをやらんつようなことはほんまに情けないことで、これは。これはどうしたち町長が、わしがやっちゃんいうてひとつやっちゃんれや、これは。そればあなたことはやらないかんぜ。それでこそ町長に信頼ができらあえ。こんなに、課長ばあなたもんに巻かれよったいうたら、信頼も何もないなっしまうぜ。ほんまにね、前の町長に戻らないかんぜ。あのときは頼りがあったが、今はちょっとね薄れた。これでやらんと言うたら。

それにわしは 1 つ言わないかんことはね、こここの落石を見に行かん言ったがね、落石というものは上にどればあるあるやら分からんもんで。それを上がらんずくに下で見たばあで、ええというようなええかげんなことをするような課長じや頼りにやならんぞ。そりやあ、ほんまにならせん。上へ上がって、この期間中に、町長も行て、見るくらいな気持ちがなかつたらね、頼りにやならん。そればあじやあ、みんなに分かる、そんなことは。みんなそればあなたことはね、言うてやらさないかん。やっちゃんもらわないかんけん。

まあとにかくね、課長も一緒、人間の命はわしとおんなじように尊いように思うちようけんね。こりやあ上から太い、1 トンからそればあなた石もどんどん上へあるけんね。それが、イノシシがつづいて下へ落ちてくることがあるかもしけん。それが、また地震があつたら落ちてくるけん。それが落ちてきて人が死んだということになると、こういうことじやあ、相当気の毒なばあじや済まんよりも、ほんまに、課長の言うこととは全然矛盾するようになるがね。

事故が起きるまでに、ここへ防御柵を造るがが当然じやないかえ。当たり前じやろ、こりや。防御柵を造るために代議士からの助成を受けようがじやろがえ。代議士を、そればあなたのを使わなあいくまいがえ。こういう人間の命にかかわるようなことを、町長も課長も積極的にやらなあいくまいがえ。人命が一番大事なぜ。上から石が落ちてきたらね、これは落ちるまでに、向こうへは 2 トンばあなた石が落ちちよう。そこへは 40 メートルの防御柵をちゃんとやっちゃん。それから今、わし言いようどこにやあ 20 メートルの、その土留めのあのコンクリを打って、防御柵ができるようにしゃんと構えちようがじや。それで、もうあとは造りさえしたらええように柵を待ちようがじや。ほんで 10 メートルは出来ちよる。あとは 10 メートル 30 センチの所へ、後からやってくりと構えて置いちゃったが。ほんで今それをやってもらうがは、わしは当然じやと思うが。

ほんで町長も、もちろん見に行ちよらんと思う。それから課長も見に行ちよらんと思う。ほんで、これは見に行て、これはなんばほかによけあると思うたち、ここを先、見ちよいてやるがが当然じやろう。人間の命を大事にせんつような町政じや何ともなるまいがえ。わしやあここはね、ほんまに見てやっちゃんもらわないかんぜ。この落石は危のうて通れりやせん。

今ら、奥へイノシシがね石を押したら、下向いてつこけてくるがね。イノシシつものは何ぢや知りやあせん。ほんでそういうことも考えてね、落石がある所をしゃんと見ないかなあえ、落ちるというたら。今なんばでもあると言ひようけんど、これも課長は全部見てこないかんがぜ。全部見てこないかん。そればあなたことはせなあ、仕事じやそりやあ。ふとい金もろうて、役場へ座って、道路行て、すうっともんちきて、こりやいかん、こりやいかんつような、そんなのんきなことじやいきやあせん。しゃんとみんなに否を打たれんばあにやあ、しゃんとやった。ぜいたくのし放題みたいなもんぜ。

それから、まあ 1 つ。

この峠の 20 メートルのこの舗装も、これくらいなものはね、じゃんと見て、沖も見て、こればあなたの、20 メートルばあなたのができんつようなことじやあね、これは情けないぜ。加持橘川線をどればあやっちゃんと思やあ。町長はさっき言うたように、縁の下の力持ちみたいな仕事を、おらがやっちゃんいうてやってもうう

たが、悪いと思う者はね、おらんやっちゃるいうばあ出ないかなあえ。それでこそ人間よえ。そればあにやるくらいな人間でなかつたら頼りにやならん。悪い者をほたくって、課長に悪いとか、ほかのもんに悪いとか、そんげなね頼りないようなことじやあ、これじやあ黒潮町を引っ張っていくことはできん。ほんで、これもやってもらわなかん。ほいたらもうこれあ言つたら、この2つはもうええ。

(議長より「答弁は」との発言あり)

答弁してもらわなかん。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

前回の議会でだいぶ褒められたけん今日は期待しておりますけれども、だいぶ心の痛みを感じておりますけれども、げに、そういう冗談はさておきまして。

基本的にですね、町道の管理は私の責任でやっておりますので、まあ繰り返しの答弁になりますけれども、全体の中で対応させていただきたいということです。

基本的にこの場で1ヵ所を、ここをどうせれ、あこをどうせれということにかんしては、前回もご答弁致しましたけれども、すべての所についてですね、りますとか、やりませんとかいう答弁はしないつもりでおりますので、まあ全体の中で対応させていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

畦地議員のご質問にお答え致します。

私の場合も、非常に褒められたり、落とされたりで、今どんなんなったんかなと思っておりますけども、まあ真っ正面からの答えになりますけども、課長が答弁しておりますようにですね、全体を見ながら、小さな点も見落とさずに、まあやっていくというつもりで進めておるところです。

ただ1つ、上山線のことですね、何十年もやってなかつたと、そこへ今度やつたということで、非常に喜んでおるという発言がありました。やはり道路については、大きな工事、小さな工事問わずですね、やはり利便性というだけじゃなしに、そこに住んでおられる皆さんとの心の問題というのはやっぱりあると思います。ちゃんとした道がつけばですね、何かこう誇りが持てるようになり、まあみんなも元気になってくれるという面もあるんじゃないかなと思いますので、そういったこともですね大事に考えて道路の改良には努めていきたいと思います。

それと、もう一つだけお断りしておきますけども、私は課長には遠慮をしておりません。が、課長の方はですね非常に道路行政に熱心で、だいぶ手綱を引っ張つとかんと、どこまでいくか分からんというような状況がありますので、畦地議員の見方とは若干違うかなあと。まあ畦地さんが指摘されるところをやらんから、そういうふうに言われるんかなと思いますけども、まあいずれにしてもですね、私もできれば現場も見たいと思いますし、真剣に検討を致したいと思います。

よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

課長に聞きますがね、課長は現場見に行くか行かんか、行かなあいくまい。行かんわけにはいくまいがえ、課長しよって。現場を見るがは本当じゃろう、上から石が落ちてくるいうたら、落ちる石を見るがは当たり前じゃろ。人の命が大切なもんじゃったらね、落ちてくる石ぐらいのもの見るがは当たり前で、こりや。

それを見んずくに、うちへ向いて道が広いけん思うて飛ばして、そりゃあ分からんぜ、どんげなもんやら。帰って、またここへ来て、家から役場ばっかり通いようというような、そんながじやあわしらも道路を見て、下で見て、こんなとこらあなんぼでもあるいうて、そんぎやなのんきなことじゃあ、わしらあ頼りない。現場をじょんと見て、これは危ないけんやらなあいかんという心にならなあいくまいがえ。そうせなあ、上から落ちてきたら人は死ぬるぜ。

この前も富士山で上から石が落ちてきて、車はペしゃんこ、人まで死んじょったじやいかえ。これもおんなしことぜ。1トンに近いような石が落ちてきて、これが当たって、ならんとも限らんぜ、あればあ石があると。

課長どうする。見に行く。見ないかんぜ、これは。これを見んつようなことじやあいきやあせん、町長は見に行くいうたが。わしも見に行って、これはいかんというがやったら、この課長はざつとしちょるとは思うけど、これはやむを得なあえ。見て、自分がそうやって思やあ。これは起用した町長の責任もならあ。

ほんでこれを、わしは返答聞かなあいかん。見に行くかどうか。それから答弁を聞く。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

まあ現場を見れということですので、自分はまあ1回目の答弁にも致しましたけれども、再度現場に行ってですね確認をしたいというふうに思います。

以上です。

（畦地議員より「ほいたら以上で」との発言あり）

（議長より「2問目の質問があります」との発言あり）

（畦地議員より「まだいかん、ごめん」との発言あり）

（議長より「田の口バイパス」との発言あり）

（畦地議員より「ああ、田の口バイパスがあるにやあ、早やのぼせちょう」との発言あり）

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

次の、田の口バイパスに、街灯設置について伺います。

田ノ口小学校も待ちかねております。老人ホームの人や、田の口部落の人たちが街灯はつかんかとよく頼まれます。上田の口にとりましては、四万十市は隣です。逢坂トンネルの向こうは四万十市です。四万十市は都市化が進んでいます。都市化が進むと犯罪が起きています。旧中村市から大方で犯罪を起こしています。11月には日が短くなるので、街灯は犯罪防止になります。どうしても早く街灯をつけてもらわなくてはなりません。

田の口バイパスの電柱に1つ、カーブの所に電柱がないので電柱を立てて1つつけるべきと思いますが、町の姿勢を伺います。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、畦地議員の2番目の質問の街灯についてですね、答弁をしたいというふうに思っております。

このご質問は以前から何回となく、また地元要望にもありますて、対応をしておるところであります。基本的にですね県道でありますので、以前から、まあ県の幡多土木事務所の方に設置の要望を提出しておりますが、県もですね多くの要望個所数を抱えてですね、対応に苦慮しておるというふうに聞いております。

その中でも、県の現在の考え方と致しましては、交差点や横断歩道、危険性の高い曲線部にですね設置しているということとして、まあご要望の所は今のところ設置できておりません。設置個所は3カ所ですが、今年度のですね回答で、平面交差している部分についてはですね、設置に向け予算要望をしていくというふうな回答をいただいております。設置時期は明確にはなりませんけれども、また3カ所一遍にということにはなりませんけれども、近いうちにですね設置できるものと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

畦地君。

9番（畦地一弘君）

まあこの前、課長が、やる気があるいうて言うたけん、ほんでもなかなかつかんけん。ほんで今回は何回交渉したぞ、どんぎゃいうて言うたぞ、わしは聞きたかったが。じやけんど近いうちにつくと言やあ、わしもそれまで言わんちかまんけん。近いうちにつくようなこと言うたけん、まあつくように努力してもらうたら、わしもかまん。ほんで、今度つくように、努力してもらうようにひとつ頼むけん。

これで私の一般質問を終わります。

議長（小永正裕君）

以上で、畦地一弘君の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 34分